

第百二十二回 参議院 國際平和協力等に関する特別委員会 會議録第六号

平成三年十二月十九日(木曜日)

午後一時七分開会

委員の異動

十二月十八日

辞任

太田 淳夫君

補欠選任

常松 克安君

出席者は左のとおり。

委員長

下条進一郎君

理事

上杉 光弘君

岡野 裕君

田村 秀昭君

藤井 孝男君

小川 仁一君

佐藤 三吾君

矢田部 理君

木庭健太郎君

吉川 春子君

井上 哲夫君

田淵 哲也君

板垣 正君

尾辻 秀久君

大島 慶久君

合馬 敬君

鹿熊 安正君

木宮 和彦君

須藤良太郎君

関根 則之君

仲川 幸男君

永野 茂門君

成瀬 守重君

西田 吉宏君

委員以外の議員

発議者

野田 哲君

篠崎 年子君

堂本 暁子君

村田 誠醇君

内閣総理大臣

宮澤 喜一君

法務大臣

田原 隆君

外務大臣

渡辺美智雄君

大蔵大臣

羽田 孜君

文部大臣

鳩山 邦夫君

厚生大臣

山下 徳夫君

農林水産大臣

田名部匡省君

通商産業大臣

渡部 恒三君

政府委員

内閣官房副長官

近藤 元次君

内閣審議官

野村 一成君

兼内閣総理大臣

官房参事官

有馬 龍夫君

内閣官房内閣外

政審議室長

官房外政審議室

長

内閣法制局長官

工藤 敦夫君

内閣法制局第一

部長

大森 政輔君

内閣法制局第二

部長

秋山 收君

防衛庁長官官房

村田 直昭君

防衛庁防衛局長

島山 蕃君

防衛庁教育訓練

局長

小池 清彦君

防衛庁人事局長

坪井 龍文君

防衛庁装備局長

関 牧君

環境庁長官官房

森 仁美君

国土庁防災局長

鹿島 尚武君

外務大臣官房長

佐藤 嘉恭君

外務大臣官房審

議官

橋本 宏君

外務省アジア局

長

谷野作太郎君

外務省北米局長

松浦晃一郎君

外務省経済局長

林 貞行君

外務省経済協力

局長

川上 隆朗君

外務省条約局長

柳井 俊二君

外務省国際連合

局長

丹波 實君

大蔵大臣官房審

議官

薄井 信明君

大蔵省主計局次

長

田波 耕治君

厚生大臣官房総

務審議官

涌井 洋治君

厚生省保健医療

局長

寺松 尚君

通商産業大臣官

房総務審議官

渡辺 修君

海上保安庁次長

小和田 統君

自治省行政局公

務員部長

秋本 敏文君

消防庁次長

渡辺 明君

事務局側

常任委員会専門 辻 啓明君
員

本日の会議に付した案件

○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案（第百二十一回国会内閣提出、第百二十二回国会衆議院送付）

○国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案（第百二十一回国会内閣提出、第百二十二回国会衆議院送付）

○国際平和協力活動等に関する法律案（野田哲君外四名発議）

○委員長（下条進一郎君） ただいまから国際平和協力等に関する特別委員会を開会いたします。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案、国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案及び国際平和協力活動等に関する法律案、以上三案を便宜一括して議題といたします。

前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○谷畑孝君 総理大臣と外務大臣にお聞きしたいんですが、昨日、韓国の盧泰愚大統領が、韓国に核兵器は存在しない、こういうことを世界に宣言したわけであります。私も、このことを世界でもアジアの平和にとりまして非常に画期的なことだ、こういうことで歓迎すべきことである、このように思うわけであります。

そのことにつきまして、日本政府に対してそういう連絡といましようか、あるいはその事実だとか、そういうものがあつたかどうか、あるいはまた、そのことについて外務大臣、総理大臣を含めてどのようにとらえておられるのか、少し意見を伺いたいと思います。

○国務大臣（渡辺美智雄君） 実はきのうの午後七時ごろ、そういう宣言を出したという連絡がございました。まことに結構なことだということでは

す。

韓国側としては、アメリカが言ったように、韓国からは十二月の半ばごろまでに核兵器は全部撤去するということはかねて言っておいたわけですから、それが実行されたということを見届けた上で声明を出したものと考えておりますし、そうなりますと、北朝鮮の方に対して、核査察の無条件受け入れと、再処理工場等のものがあればその撤去を要求するということだと存じます。

○国務大臣（宮澤喜一君） ただいま外務大臣がご答えをされましたように、高く評価をいたしますとともに、それが北側の迅速な対応に発展することを祈っております。

○谷畑孝君 私、朝鮮半島におきまして、もちろん北朝鮮を含めても、核の査察も含めて実施されることについても当然のことだろと思ひますし、同時に朝鮮半島において完全に核がなくなっていくことについては非常に歓迎すべきことだと、こういうことを再度申し上げるわけであります。

が、問題は韓国の配備の核兵器が日本に移転されたということ、そんなことはないと思ひますけれども、その点についてひとつ確認をしておきたいということ。

それと、盧泰愚大統領の韓国に核兵器がないんだという宣言は、いわゆる地上における核兵器がないということでありまして、しかし核兵器というものは常に艦船に搭載されるということがありまして、しかもそれが寄港したりすることによって持ち込みと、こういうことにもなるうかと思ひます。

とりわけそういうことにおきましては、横須賀の基地などにおきましては米空母などに常に核が搭載されておる、こういうことがよく言われるわけであります。そういうことについて、せっかく核がないということを宣言しておるわけでありまして、それが韓国に寄港すれば結局はやはり同じことじゃないか、こういうふうに思われますので、その点についてはどうなのか。

もう少し強いて言えば、日本も非核三原則という立場があるわけでありまして、せっかく盧泰愚大統領の立派な宣言であるわけでありまして、この際日本におきましては、日本の基地における空母についても査察といましようか、核査察といましようか、そういうようなものを受け、むしろ世界にそれを明らかにするということも一つのアジアの軍縮、あるいは核の脅威といふものについて世界に明らかにできるんじゃないかな、そんなことを思うんですが、いかがなものでありましようか。

○政府委員（松浦晃一郎君） 先生から核問題に關しまして幾つか御指摘ございましたので、一つ一つお答えしたいと思います。

最初に、韓国におきます核でございますが、アメリカがどういふ形で撤去したか私ども存じませんが、日本との関係におきまして申し上げれば、先生御案内のように、核の持ち込みは、艦船によるものも含めまして安保条約及び一連の関連取り決めのもとで事前協議の対象になっているわけでございます。アメリカは、従来から日本に対して関連の取り決めに誠実に遵守するということを言っておりまして、私どもは艦船によりますものを含めまして今回も核の持ち込みはなかったものと確信しております。一切の疑いを持つておりませんので、その点に關しましてはぜひ御理解をいただきたいと思います。

それから、二番目に申し上げたいと思ひますのは、先生が御指摘になりました日本におきます非核三原則でございますけれども、これは先生御承知のように、まさに日本は世界に先駆けまして内外に明らかにしております。これは国際的に周知徹底されておりますので、私どもはまさにこれは非核三原則を国是として引き続き遵守してまいりたい、こう考えております。

○谷畑孝君 もう少しその点についてはお聞きしたいところでありますけれども、持ち時間に制約があるということで、本論に入つてまいりたいと思ひます。

思ひます。

実は、このPKOの法案を審議するに当たつて、やはり自衛隊が部隊ごと海を越えて、しかも平和維持軍に参加をする、こういうことの中で、どうしてもやはりこの平和維持軍というのは一体どういふものなのか、こういうことの実態といましようか、あるいはそれに対する基本的ないわゆる指針といましようか、そういうものを知ることによつてより一層この審議の中身が深まってくる、こういうことで、昨日外務省におきましてもSOP並びに訓練マニュアルを提出していただきましたというのを申し上げたところでございます。そして、理事の皆さんの協議の結果、努力をしていただきましたと本場にありがとうございました。

きょうは、十時から私も外務省の立ち合いの中で、この二つの資料につきまして、大事なところにおきましては外務省の方から通訳をしていただきながら実はきょうお聞きをしてきたところでございます。非常にありがたく思つておるわけであります。

しかし、正直な感想をいたしましては、このSOPにしても四百ページを上回る、あるいは訓練マニュアルにつきましても非常に膨大な資料であるということでございます。私自身も英語が読めるわけでもございせんので、前に置かれましては、外務省の通訳に一生懸命に耳を傾ける、しかもそれを速記をしていくということでありまして、テープも吹き込むこともできない。こういうことで、やはりこの国会が本場に審議をしていく国民の立法院、国権の最高機関だということであるので、これ継続といふことで時間が長くなつてくるわけでありまして、ぜひひとつ、私の意見ですけれども、できましたら、政府の立法機関にかかわる利害を伴わない第三者機関といましようか、軍事専門家といましようか、中立といましようか、そういう人たちによつて二つの資料が翻訳されて、私どもが少しさういふところもガイダンスを受けたり、そういうことが非常に

に大事じやないかなという感じながら二時間ばかり閲覧をさせてもらったところでございませう。

それでは、SOPと訓練マニュアルにつきまして質問に入りたいと思っております。

きょうヒアリングを聞きまして、正直な話、新聞等とかあるいはこの間の国会の議論の中でも、私は余りにも政府の法案と違うじゃないかという点で実は驚きと同時に大きな危機感を持っておったわけでありまして、しかし、きょうわずかな時間の中で政府の翻訳を聞きながらでも、これは本当に大変なことだな、まさしく日本のPKOの法案とSOPあるいは訓練マニュアルが言っているところはもう全く油と水だ、こういうことを実は感じたところでございませう。

ヒアリングをして書きつづつたところを、少し間違えうかもしれませんが、ひとつ読み上げてみたいと思ひます。

第一章の序論にこういうことを言っているわけだ。「作戦は、その全ての分野について安保理に責任をもつ事務総長の権限の下におかれる」、ここらも全然違うわけだ、こゝに「加盟国政府によって派遣される軍事要員は、作戦上の案件につき、事務総長の指揮下におかれ、給与及び規律に関する事項については各国の権限下にとどまる。平和維持活動に従事する軍事要員は、作戦に関する事項については自国政府当局からの命令を受け入れず、事務総長から命令を受ける国連の軍司令官からのみ命令を受ける」ということが、平和維持活動の基本原則である。この指揮系統が尊重されないならば、重大な作戦上および政治上の困難を引き起こしかねない」と、こういう趣旨がきょう言われたわけでありませう。厳密に言いますと、事務総長の指揮というところは、外務省の皆さんはコマンドと、指揮とは言っていないで、コマンドと言ったわけでありませう。でありますけれども、おおむねこういうことだと私は思ひます。

そこで、やはりこれは私どもの矢田部委員の中

でもこの指揮と指図につきまして是非に詳しくやりとりをしたところでございませうけれども、この指図と指揮についてこれまでの答弁は、懲戒権を含むのが指揮であつて、そして懲戒権のないものは指図だとして、国連の指揮には従わない、日本の部隊はあくまでも国際公務員でないのだから日本の指揮に従うと言つてきたわけでありませう。

しかし、今私が読み上げましたように、SOPなり訓練マニュアルにおきましてはそういうことを否定しておる。こういうことでございませうから、この点につきまして総理なりあるいは外務大臣なり防衛庁長官の方からもこの点についてはどうなのかということをお明快にお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これはもう衆議院のときからいろいろ議論をされておるところでございませう。コマンドというのを指揮と訳した方がい

んじやないか、なぜ指図にしたんだという話については、理由は、今懲戒権問題云々という話がありましたが、そういうようなことを含めまして、純粋完全な指揮でないというようにとつて、それでコマンドを指図としたんですが、これは作戦とか配置とかいろいろなん面について司令官が指図をしたことに従うのは当たり前のこととして、右に行つてくれと言つたら左に行つちやつたとか、ともかく伏せろと言つたのに、立つたとか、撃つんじゃないのに撃つたりされたら困るわけですから、だからそれは指図に従う。

しかし、時々従わないこともそれはあるかも知れぬですね。例えばデモの指揮者。指図者なんて言葉は余り聞いたことないですから、デモは指揮者というのがある、指揮官じゃありませんが、しかし時々それはそこから外れるような人もあるかもしれないが、別に懲戒権があるわけじゃない。(こまかしを言うんじゃないよと呼ぶ者あり) いやいや、それは正しい話をわかりやすく言つただけです。だから、そういうようなことで指揮に従う、指図に従うというのはもうそ

れは当然のことだと、そう思つております。

しかしながら、あらかじめ参加するに当たりましては国連とすり合わせをするわけですから、細かいことについての実施計画とか実施要領とかいうものをつくつて、向こうの指揮系統とよく合うようにこちらもすり合わせをするわけですから、そういうことにおいて大体保たれる。しかしながら、先ほどもお話があつたように、いろいろな任務遂行のための、発砲するかどうかというような問題になりますと、あらかじめそういうことがわかつた任務、発砲を前提とするような任務が与えられる場合にはそういうところには行けないとお断りすることもあつて、そういうことを言つてゐるわけでありませう。だから、従うと言つても、完全無欠の指揮下に入るといふ意味ではないといふことだ。

○国務大臣(宮下創平君) 今、外務大臣の方から非常にわかりやすく御説明をいただいたわけだ、ございませうが、多少この法案に則しまして御説明申し上げたいと存じますけれども、この指図の問題は、実施計画並びにそれに基づく実施要領におきまして定めることになっておる。そして、御案内のように、法文を引用して恐縮でございませうが、第八条の二項というところに、「実施要領の作成及び変更は、この業務に關しましては中断の場合を除きと書いてございませう。中断はきょうの今の先生の御質問にございませうけれども、これは我が国が自主的に判断をして、業務の中断、終了の問題でございませうが、これを除きましては「事務総長又は派遣先国において事務総長の権限を行使する者が行う指図」、これはいわゆるコマンドというものでございませうが、これに「適合するよう」にすると。実施要領におきまして国連の事務総長の指図、つまり、これは今までの説明によりますとSOPの中の配置、組織、行動というやうなものの大筋においてこれに合意をして、そして調整をする。

そして、自衛隊を部隊として派遣する場合の指揮権につきましては、これは別途自衛隊法八条で

私が現地の部隊に指揮権を保有しております。これは各幕長を通じて行うことが自衛隊法に書かれてございませう。この権限はそのとおり末端まで及ぶわけだ、ございませうが、ただしこの法律によりまして新しい任務としてつけ加えられたわけだ、ございませうので、この国連の指図との調整を図つた上で行うというものでございませう、あくまで指揮権は私、さらには総理大臣が自衛隊を総括をいたしておりますから、そういう建前で貫かれておるわけだ、ございませう。

○谷畑孝君 この点は率直に言うてわかりやすい、しかも理解をしやすい、そういうことでなければいかぬと思ふんです。これが国民が一番疑問に感じてゐることだと思ふんです。

そこで防衛庁長官、率直に言うて指揮権と指図と、どつちが強いんですか、正直な話。矛盾したところがあつたときにはどつちがはつきり言うて強いんですか。

○国務大臣(宮下創平君) お答え申し上げますが、いわゆる指揮権という場合は、これは人事とかあるいは懲戒とかその身分に關することまで指揮監督の広範な分野にわたつて私どもは指揮権と申しております。

この法律で「指図」といふのは、コマンドは和訳いたしますと指揮権という言葉もあるいは使われることがあるかもしれませうけれども、今申しましたように、要するに配置とか組織とか行動面におけるそういう面のSOPへの適合といひますか、調整といひますか、そういうことが行われて、そして合したものとしまして実施要領一本になるわけだ、ございませうから、その範囲内における指揮権といふものは貫かれておることを今申したわけだ、ございませう。

いわゆる指図といふのは、完全な意味といひますか、懲戒、人事その他万般にわたる上司としての権限、こういうものとちよつと若干趣を異にしておるがために指図という言葉を使用させておるのだ、そして国連の方との調整を図つておるというところでございませうから、おのずから指図とい

うのは指揮権、いわゆる懲罰その他の問題まで含めた、すべてグローバルな上司の権限というものは若干制限的といっているかかわりませんが、要するに今申しましたように、この派遣された平和協力隊が配置とか移動とか、そういう基本的な事項についての合意のもとに枠組みがつくられ、そしてそれが実施要領で確定され、それを実行するわけです。それで、あくまで防衛庁長官の指揮権は末端にまでその調整された範囲内で及ぶと、こういう関係になるかと存じます。

○谷畑孝君 いや、私が言いたいのは、指揮権と指図というのは一体どっちが強いのかと、こういうことの質問であつたわけですね。

なぜそんなことを質問するかというと、過日ですが、ある新聞の論壇の中で、元防衛庁におられた幹部の方が書かれておりましたけれども、いやしくも軍というものは、その目的を達成するためには指揮系統というものはもう単純ではつきりする方がいんだと。しかも、戦場というところは、もちろん、いやそれはP K Fは戦場じゃないと言いかもわかりませんが、しかし現実的には七百名という人間が死んでおるわけですから、いずれにしろ死んでおるわけですから、そういうところにおいて一人一人の隊員が、非常に複雑に机上のプランの中で本当に外務大臣の苦肉の中でできたというふうな、そういう人たちがつくり上げたものを、現場へ行ってそれをすべて判断できるかと言ったら、これは私は本当に難しいことだと思ふんですよ。正当防衛のことも考えなきゃならぬ、自然権のことも考えなきゃならぬ、あるいは国連の指揮のことも考えなきゃならぬ、そんなことを一々これはできない。そういうことがあるがゆえにあの新聞の論壇の中で元防衛庁の幹部が単純であらなきゃならぬ、こういうことを私は言つたと思ふんです。

○谷畑孝君 いや、私が言いたいのは、指揮権と指図というのは一体どっちが強いのかと、こういうことの質問であつたわけですね。

○谷畑孝君 いや、私が言いたいのは、指揮権と指図というのは一体どっちが強いのかと、こういうことの質問であつたわけですね。

○谷畑孝君 いや、私が言いたいのは、指揮権と指図というのは一体どっちが強いのかと、こういうことの質問であつたわけですね。

○谷畑孝君 いや、私が言いたいのは、指揮権と指図というのは一体どっちが強いのかと、こういうことの質問であつたわけですね。

○谷畑孝君 いや、私が言いたいのは、指揮権と指図というのは一体どっちが強いのかと、こういうことの質問であつたわけですね。

○谷畑孝君 いや、私が言いたいのは、指揮権と指図というのは一体どっちが強いのかと、こういうことの質問であつたわけですね。

○谷畑孝君 いや、私が言いたいのは、指揮権と指図というのは一体どっちが強いのかと、こういうことの質問であつたわけですね。

○谷畑孝君 いや、私が言いたいのは、指揮権と指図というのは一体どっちが強いのかと、こういうことの質問であつたわけですね。

○谷畑孝君 いや、私が言いたいのは、指揮権と指図というのは一体どっちが強いのかと、こういうことの質問であつたわけですね。

○谷畑孝君 いや、私が言いたいのは、指揮権と指図というのは一体どっちが強いのかと、こういうことの質問であつたわけですね。

○谷畑孝君 いや、私が言いたいのは、指揮権と指図というのは一体どっちが強いのかと、こういうことの質問であつたわけですね。

○谷畑孝君 いや、私が言いたいのは、指揮権と指図というのは一体どっちが強いのかと、こういうことの質問であつたわけですね。

○谷畑孝君 いや、私が言いたいのは、指揮権と指図というのは一体どっちが強いのかと、こういうことの質問であつたわけですね。

○谷畑孝君 いや、私が言いたいのは、指揮権と指図というのは一体どっちが強いのかと、こういうことの質問であつたわけですね。

○谷畑孝君 いや、私が言いたいのは、指揮権と指図というのは一体どっちが強いのかと、こういうことの質問であつたわけですね。

○谷畑孝君 いや、私が言いたいのは、指揮権と指図というのは一体どっちが強いのかと、こういうことの質問であつたわけですね。

○谷畑孝君 いや、私が言いたいのは、指揮権と指図というのは一体どっちが強いのかと、こういうことの質問であつたわけですね。

○谷畑孝君 いや、私が言いたいのは、指揮権と指図というのは一体どっちが強いのかと、こういうことの質問であつたわけですね。

○谷畑孝君 いや、私が言いたいのは、指揮権と指図というのは一体どっちが強いのかと、こういうことの質問であつたわけですね。

○谷畑孝君 いや、私が言いたいのは、指揮権と指図というのは一体どっちが強いのかと、こういうことの質問であつたわけですね。

○谷畑孝君 いや、私が言いたいのは、指揮権と指図というのは一体どっちが強いのかと、こういうことの質問であつたわけですね。

す。したがって、その限りにおいて我が国の立場から必要な限度においてこれに参画するわけでございますから、今二例を申し上げましたけれども、そのような関係になつておるわけでございます。

したがって、先生きょうごらんいただきましてS O P、これがもう絶対的だといふような考え方のもとにこの法案が組み立てられているものでもない。しかし、大筋においてはこれは国連の平和維持活動でございますから、過去の経験その他が累積されたものというように理解をいたしておられますから、そういうことがあつてよろしいのではないかと、私はこう思います。

○谷畑孝君 長官、今のお話を聞いておりました、S O Pなり訓練マニュアルが標準的なものではない、絶対的なものでない。これはやはり長い間米ソの冷戦構造の中で、そして世界の紛争を何とかして解決したい、こういうことで中立の国が中心になつて、そして平和維持軍が創設されて世界の平和に貢献をしてきた、こういうことなんだと。しかも、世界のどここの国に対して侵略したことがないという中で信頼を得てやってきたんでね。過去二十七回ですが、P K Oの創設されたのは。しかし、それでもこれ悲しいかな犠牲者を出しておるわけでしょう。しかも、コンゴだとささまざまなところにおいては事実上戦闘まで起こつてしまつた。そういうささまざまの教訓の中で生まれたわけですね。

防衛庁長官、どうですか。これ、国連憲章に書かれていないでしよう。平和維持軍について。それでしよ。書かれていないといふことは、過去のそういう経過の中ででき上がったといふゆる文書というものは、これはやはり憲法に匹敵するんじゃないですか。憲法というよりも、平和維持軍を規定する、平和維持軍の私は憲法であると思ふんです。ぜひひとつ今の、これ標準ではない、絶対的なものではないといふのは僕は撤回すべきだと思ふますよ。失礼です、これは余りに。

○谷畑孝君 いや、私が言いたいのは、指揮権と指図というのは一体どっちが強いのかと、こういうことの質問であつたわけですね。

○国務大臣(宮下創平君) お答え申し上げます。私の率直な感じを申し上げます。この法案を貫く建前というものを私なりに申し上げたわけでございますが、S O Pは決して恣意的なものでも何でもございせん。これは、過去の国連の二十数回に及ぶその出動の結果蓄積された経験的なものでございまして、なおかつ事務総長がこれについて関与をされておられるということも十分承知いたしておられますけれども、しかし、私がお申しましたように、中断の問題でございますとかあるいは武器使用について、事前に国連の方から外務省の方から御照会なすつて了解もいただいております、こういう性質のものだということを申し上げたわけでございます。

なお、このS O Pの正確な位置づけその他については外務省の方から御答弁いただいた方が適切かと存じます。

○谷畑孝君 この件については、前回、矢田部委員の方からも、とりわけ懲戒権とかそういう問題につきましましては、消防隊員の隣村の応援の話とかそういうことによつて違ふんだと、そんなことはあくまでも詭弁であるといふことで、もうそれ以上本当に言及するまでもなく皆様方が理解したことだと私は思ふんです。

そこで、いずれにしても、国連の平和維持軍はどういう権威に基づいて平和を維持するんですか。例えば戦闘が起つていて、そこに割つて入つて、しかもその中で配置をして、そして平和を維持するわけでしょう。この一番のかねめのところは一体何ですか、その大事なポイントは何ですか、防衛庁長官。

○国務大臣(宮下創平君) お答え申し上げます。私の質問といふことでございまして、あるいは外務省の方から御答弁いただいた方が適当かもしれませんが、野村室長の方から答弁いただいた方が適当かもしれませんが、これはあくまで紛争が終結しておる、つまり当事国において停戦の合意があるということがまず前提でございます。したがって、紛争状況のもとで自衛隊を

派遣するわけではございません。紛争の停止に
いての当事国の同意がまずございます。そしてま
た、我が国に国連の要請がございまして、国連の
要請を受けるか受けないかは我が国の自主的判斷
でございます。そして、それを受けて行く場合に
は、受け入れ国の我が国の平和協力隊が行くこと
についての同意が必要でございます。

そういう条件のもとで、いわゆる五条件と言わ
れるのは、その他に中断の問題でございますとか
武器使用の問題とかいろいろございまして、それ
も、そういうことを条件にいたしまして派遣する
ものでございますから、決して先生のおっしゃる
ようなその点、必ずしもこの法案の構成ではない
ということをお願いするを得ないと思ふんで
す。あくまでそういう条件のもとで行くわけです
から、紛争状況の中でそこへ割り入って我が自衛
隊が武力集団として行くというようなことは決
してございません。

したがって、その意味では我が自衛隊は三条に
よって直接侵略、間接侵略に対する任務はきちつ
としておりますけれども、これは武力集団として
のやはり我が国の自衛のためにきちつとしてやり
ます。しかし、海外に出るこの平和協力業務はあ
くまで武器使用を前提としない平和協力業務で
ございまして、武器使用というものはあくまで自己
の生命、身体を守るためというように限定的に私
どもは考えておるわけでございます。そしてまた、
平和協力業務の定義にございまして、いろいろな
の問題が十数項目掲げられておりますけれども、
必ずしも割り入ることだけが問題ではございま
せん。

先般来いろいろ御議論でございますように、非常
に平和的な人道的な問題を含めてその紛争後の処
理の貢献をするということでございまして、その
点は御理解いただかなくちゃ仕方ないと思いま
す。
○谷畑孝君 いや、全く理解ができません。
また、了承もできないんです。
僕は時間も五分しかないんで、一々余り反論で

きないんですけれども、一つは、同意とか合意を
得ているから、まず紛争のない、そういういわば
タンポポが咲いてふわつとした、そこでピクニッ
クで弁当を広げて食べようかなという雰囲気では
決まっています。やっぱり自衛隊という軍が
そこに行くわけですから、しかも今までの過去の
例からいいますと、この同意なり合意が崩れて
いく。しかも、国連の平和維持軍における合意と
いうものは、言いかえれば、制とすべての関係国
の同意をきかちつとるところまではいかず
に、そこに入っていくことに対する合意だとかと
いうところ、少し緩目の合意というところもありま
すから、そういうところにおいてどうしてもまた
勃発をしていくということが常にあり得ることな
んです。だから、まずそういう前提に立たなきや
ならぬと思ふんです。

それと、そういうことも含めて、タンポポの話
じゃないですけれども、きょう閣議と外務省の翻
訳の中で教えてもらったことでありますけれど
も、例えばこんなことも書かれてあるんです。
核、生物・化学兵器というところもありまして、
「訓練に含めることが重要である。訓練について
時間の制約があれば、化学戦に対応する訓練を
含めることが重要である」、こう言っているん
です。これは化学兵器のことだとかあるいはミサ
イルの問題だとか、そんなことまでも緊急で大事
なことになる、そういう訓練をしなければならぬ
ということを書いてあるんですから、私は決して、そ
んなに平和なところへ行くんだからという、こん
なことは前提にならぬと思ふんです。その認識
をまずきちつと私は合わせなきやならぬ、こうい
うことが一つです。

それと二つ目は、国連の平和維持軍がどうい
う力によって平和を維持するのかというたら、これ
はやっぱり事務総長の指揮権に基づいて、派遣国
がそこまじりつとやはりピラミッドのように一致
をして、そしてその力の中で、もしも相手がしか
けてくれば、任務遂行上における防衛という形の
中で武力の行使ができるということにおいて平和

を維持できるわけなんです。ここが一番この平和
維持軍の任務の大切なところなんです。ここにお
いて、私どもの自衛隊がいわゆる正当防衛だとか
あるいは緊急避難だとか、こういうことで、その
ところではもう中断して停止するんだということ
なんです。だから、そういうことであればPKF
には日本は参加をすべきでないんです。すればも
うまじく世界から足を引く張られるようになる
んです。そこがやはりこの持つている問題では
ないかと私は思ふんです。

その点についてもう一度ひとつ、どうなんです
か。いわゆるそういう権威でこそ平和を維持でき
るんだということを私は申し上げたい。それと、
化学兵器のこともしました。決して安全なこと
ではないんだということを申し上げたいと思いま
す。

○政府委員(丹波重君) 事実関係の問題がござい
ますので、私の方からちよつと御説明させていた
だきたいと思ふんですが、先生が言及された
平和維持隊等の活動におきましては、これは訓練ガ
イドラインの中でその表現があるわけですが、国
連のPKO部隊は、これまで核兵器あるいは生物
兵器使用の環境で任務を遂行せざるを得ないよう
な困難に陥ったことはない、ただ、過去に化学兵
器の使用が環境で任務を遂行しなければならぬ
ことがあったので、各国が今後要員を訓練する
場合には、そういう防護という点を念頭に置いて
訓練をした方がいいのではないかと趣旨の記
述があるわけでございます。まさにこういうもの
を使用して戦闘するということではもちろんな
いことは先生御承知のとおりで、これはあくまで
もそういうときの防護というものの知識を訓練し
ておいた方がいいということでございます。

それから、平和維持隊の基本的な考え方は何か
という点については、私は、先ほどの防衛庁長官
の御答弁のとおりでございます。基本的に平和
維持隊というのは戦うための軍隊ではないという
点は、先生もいろいろな書類をまじきょうにお

読みになられて御理解されたところであるとい
うふうに考えております。

最後に、SOPそれから訓練ガイドラインの中
の「指揮」の問題について先ほどから言及してお
られますけれども、政府が累次衆議院でも当院で
も御説明申し上げましたとおり、国連がつくりま
した一番新しい書類でございますね、派遣国と国
連との間の派遣取り決めのひな形、これはことし
の五月に作成されたものですが、その中に七項、
八項というものがございまして、国連のコマンドに
ついて明確に書いてございまして、何度か政府が御
説明申し上げてきております。何度か政府が御
説明しては七項、八項の考え方に異存はないとい
うことを申し上げてきておるとおりでございます
が、基本的にSOPで言っている「指揮」その他
の問題とは矛盾を持つておらないということをも
後に確認させていただきたいというふうに思いま
す。

○谷畑孝君 もう残念ながら時間が来てしまっ
たんですが、いずれにしましても、私は、やはり国
連の平和維持隊が長い間の歴史で築き上げてきた
SOP、訓練マニュアル、そういうところをやっ
ぱり忠実に守りながら、そしてそういうこととの
すり合わせが大事だ。そういう意味では、この法
案自身は全くそれを否定しておる、こういうこと
でございまして、私は、直ちに継続云々よりも廃
案にすべきだということを申し上げると同時に、
昨日、法制局長官に、とりわけ私的集団において
は鉄砲を撃つてもいい、こういう発言の中で、そ
のことについてもう少し本当は論及をしたかった
んです。

しかも、時間がもう過ぎましたので、答えは要
りませんから私の方で一、二申し上げて終わって
おきますけれども、一つは、この間、法制局長官
は憲法解釈においていろいろと変遷をしておられ
る。いわゆる任務遂行上における正当防衛もある
ということも、今までは言っていなかったにもか
かわらず、そういうことを発言されました。その
私的な集団ということは、憲法ではいけるけれど

も、この法案では謙抑的にやっておるのだと。しかし、これは憲法解釈をどんどん天井を高く上げてしまっておくことは事実です。そういう形のは一体どうなのか。

しかも、正当防衛自身が一つの制限がないという状況の中で、どこまで広がっていくのかという不安がさらに深まってきたら、こういうことを思いますので、私は、この問題につきましても留保しながら、またの機会にぜひひとつ議論をしたいということをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○立木洋君 国連文書の問題について、質問に入る前に一言申し上げておきたいと思うんです。SOP、いわゆる標準作戦規定なる国連で作成された文書というのは、これは加盟国の利用に供するということに基づいて作成された文書であります。それが立法府は持たないで、まさにその問題を審議するところへ提出をされないということとは不当にして、これはあり得ないことなんです。これは、政府は、国連が提出してはいけないというふうに言っているからと言いますが、国連のこの問題に関する文書あるいは決議、議事録、一切提出してはならないなどというふうな文言は毛頭ありません。これは、日本の政府がこの提出を妨げておるというふうに言わざるを得ない。ですから、私たちはあくまでこの文書の国会に対する提出を求めるということを最初に厳しく指摘しておきたいと思うんです。

さて、昨年の十一月に自民党と公明党と民社党の三党の合意で、自衛隊とは別個の平和維持活動に協力する組織をつくることというふうになされていきました。自民党もそのときには自衛隊を直接参加させるということとはあきらめて、それを引いたわけだというのがこういう形の文書になつていたわけですね。公明党も、人的貢献については自衛隊はだめだというのが結論だというふうに明確に指摘をされていたわけです。

いうふうなものは一切考えていない、こういうふうになされていたのに、政府が出したこの法案は、自衛隊の平和協力隊を組織するといつても、まさに自衛隊そのものが出されてきている。これは一体どうしてそういうふうになったのか、まず明確にしたいだいたいと思います。総理。

○国務大臣(渡辺美智雄君) その当時からいきさつにタッチしておいた審議官がおりますから、経過ですから、説明させていただきます。

○政府委員(野村一成君) お答え申し上げます。確かに先生御指摘のとおり、三党合意におきましては「自衛隊とは別個に」という表現になっておるわけでございますけれども、その後の詳細な検討の過程におきまして、やはりこの法案にございましてP KOあるいは人道的な国際救援活動を適切かつ迅速に実施するためには、自衛隊が長年にわたって蓄積してきた技能、経験あるいは組織的な機能を活用することが適切であり必要である、そういう結論に至つたわけでございまして、それを踏まえてこの法案を作成しております。

なお、法案では、先生御案内のとおり、国際平和協力本部という常設の組織を総理府に設けることにいたしております。その本部におきましてこの国際平和協力隊を一方では組織するとともに、必要に応じて平和協力隊員の身分をあらわせます。自衛隊員により構成されます。自衛隊の部隊等の参加を得ましてP KO活動等に協力する体制をとっておる次第でございます。

○立木洋君 まさにそういうふうな詭弁を使つて、自分がかつて述べてきたことを平気で覆してしまつておる。この問題については後でまた言及しますけれども、そういうことは納得できないということも述べておきたいと思うんです。

このP KO法案によつて自衛隊が海外に派遣される場合に、地域的な制限はあるんですか。

○政府委員(野村一成君) お答え申し上げます。P KO活動につきましては、先生御案内のとおり、国連の安保理あるいは総会で決議されて構成されるわけでございまして、そのことにつきましてこの法案の仕組みといたしましては特に地域的な限定はないというふうに理解していただきたいと思います。

○立木洋君 つまり、国連の要請があつて条件が整うならば自衛隊は世界じゅうどこにでも行けるということになるわけですね。これはまさに重大な問題だということも指摘しておきたい。

大体、一九八九年あるいは一九九〇年、このときまで政府が国連に要請していた文書、私は何回か、何回というか幾つか見ましたけれども、その中では、すべてP KO活動について日本政府が要求してきたのは、文民によつて提供される役務の拡大、これを最も主張していた。それが沿岸戦争の後にがらつと変わつてしまつた。そうじゃないですか。

○政府委員(丹波實君) 文民の活動につきまして、昨今の国連におきましてP KO特別委員会におきまして、日本は文民の活用につきまして積極的な発言を行つてきているというのが私たちの考え方でございます。

○立木洋君 うそを言つたらいけないよ、あなた。ことしになつて、これはフィンランドがP KOについていわゆる文民活動の強化というのを提案しているのに極めて難色を示したのは日本じゃないですか。あなた、いちゃもん、そういうことをつけておいて、今度軍隊を送るようになる。これだつてこれまで言つてきたことを平気で踏みにじつてしまふということになるわけですね。

一体、なぜこういうふうな変化が起こつたのか、宮澤総理に私はお聞きしたいんですがね。あなたは中央公論の九月号で、湾岸戦争の際にアメリカが「日本はどうして自衛隊を出さないのか」と、ずいぶんきつく日本に言つてきました」と述べています。どういふことをどういふ人が言つてきたのか、まず事実について述べてください。

○国務大臣(宮澤喜一君) アメリカがという意味では、私はアメリカ政府のだからといった意味で申したことはございません。

○立木洋君 全くあなたおかしい方をするんですね。湾岸戦争の際にアメリカが「日本はどうして自衛隊を出さないのか」と、ずいぶんきつく日本に言つてきました。これはだれが考えてもあなた、こういう事実を知らなかったら言えることじゃないんですよ。だったら一体だれが言つてきたんですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは前後をごらんくださるとわかりますように、日本が石油をあそこから一番買つていたのに、アメリカは軍を、みんなが動員されて行くのに日本は何も来ないじゃないか、日本には自衛隊があるんだらうということではアメリカの人が随分当時申したものでございまして。政府の人が言つたという意味ではございせんよ、そういうことを言つておるんです。

○立木洋君 それなら私が言つておきましょう。これについてはアマコスト駐日大使も言いましたし、それからクエール副大統領も言いましたし、パウエル統合参謀本部議長も述べたし、イーグルバーガー国務次官も述べたし、たくさんの方が全部述べているんです。これは全部新聞で報道されている。あなたはそういうことを認めることが嫌なために一般化、抽象化した答弁をなさるんですか。こういうことをあなたは新聞でごらんになつていないんじゃないですか。違いますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 当時私は政府におりませんでしたし、そういう人たちが正式に日本にそういうことを言つてきたということを私は別に聞いておりません。

○立木洋君 新聞だつてあなたごらんになつていないからおかしいでしょう。あなた自身ここで「アメリカのかんりの人が」と言っているんですよ。だから、あなた自身が自分で耳にしているのかつたならば、「アメリカのかんりの人が」と言つた根拠が一体どこにあるんですか。いいかげんなごまかし言つたらだめですよ、あなた。総理にもなつたんだからちゃんと責任ある答弁してください。

○国務大臣(宮澤喜一君) アメリカの政府が日本

政府に言ってきたということとアメリカの人がい
ろんな意味でそういう意見を自分で言っているとい
うことは、これは分けて考えなければなりません。

○立木洋君 こういうまともに答弁されない首相
というのは余り私は今までお会いしたことがない
、もう十何人か総理に質問いたしましたけれども
もね。ここで御本人が「アメリカのかんりの人
が」言っているとは述べたんだから、どうい
う人があなたに言ったんですかと聞いたら、根拠を全く
示さないでそういうふうな答弁をする。

私は、じゃ言葉をかえすけれども、今まで日
方とアメリカの間でグローバルなパートナーシッ
プというふうなことが言われましたが、グローバ
ルなパートナーシップとこのPKO法案とはど
んな関係があるんですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 我が国には我が国の憲
法がありますから、憲法の許すことはできません
が、憲法の許さないことはできない。グローバ
ルなパートナーシップというのはいろんなことがあ
るであろうと思いますけれども、我が国は憲法の
規定に基づいてのみそれを行いたいということ
です。

○立木洋君 栗山さんが、前に外務次官をされて
おった方が文書で出されているんですけれども、
「平和と安全」のための日米協力は、単に安保体
制の枠内にとどまるものでない」と明確に述べて
いるのね。そして、「PKO協力法案が成立すれ
ば、この分野での日本の責任分担は、さらに前進
することになる。『平和と安全』のための日米の
パートナーシップの一環である」と、こういうふ
うに明確に述べているのね。

ですから、PKO協力法案が日米パートナー
シップの強化のためであるということは明確に前
外務次官は述べているんですが、あなたはこれの
見解については賛成ですか反対ですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) その見解を全部読ませ
ていただきますと、二、三行読んで賛成か反対
かとおっしゃっても私は困るのですけれども、私

なりに申せば、日本がこの法案によりまして、法
律になりましたら国連に協力するということは、
これは日本にとっても大事なことで、日米間に
も悪い影響があるはずはない。ただ、それは日本
の憲法の許す範囲で行われる、この法律はそうい
う法律案である、こう考えているわけです。

○立木洋君 これはアメリカが積極的に要請し
て、アジアの諸国はこれ反対しているんですよ、
中国でも韓国でもこういう軍事的な協力をしても
らうては困る。まさにアメリカの強力な要求に
基づいてこのPKO法案がつくられた。そして、
PKO法案ができなくなると、今回通過できなく
なると来年一月の七日に来るブッシュ大統領に手
土産がなくなるからこれは大変だといって慌てた
のは皆さん方じゃないですか。そうでしょう。そ
して、国際貢献税を出すかどうかという大
騒ぎをされた。これはもう毎日、新聞に書かれて
いるからだれにだってわかるんですよ。アメリカ
に言われたらこういう軍事的な派遣をやらなけれ
ばならない。三党合意がありながらも平気で踏み
にじった。そして、このPKO法案の問題につ
いても、もともとは、文民で協力するからその範囲
を拡大してくださいと日本政府は国連に繰り返し
要求していた。ところが、そんなもの全部ひく
り返してしまった。なぜか。アメリカの積極的な
要請ですよ。

そこで、ことしの十一月の十三日にアメリカの
ピカリング国連大使がアメリカの上院外交委員会
で議会証言をしているんです。これは冷戦後の情
勢のもとのアメリカの国連政策というのを述べ
たわけですよ。

その内容の主な点を言いますと、冷戦後の国際
的な紛争について国連安保理の決定がどのような
権限を与えるかがかきとる。しかし、国連の指
揮権に拘束されずに武力の行使の権限が与えられ
るようアメリカとしては求めるというのが一つの
柱になっています。もう一つは、紛争が起こる前
に、それを防止するために国連部隊の兵力展開を
検討して、他国の内政問題に関し外部から確実に

保障を与えること、そういうことまで求めるとい
うふうな内容になっているわけですね。
つまり、国連の名を使いつつ、国連の機構に拘
束されない戦争を遂行する可能性を探求している
という点で極めて注目される見解です。議会の証
言として行っています。これに対して日本政府は
どういふふうな認識をお持ちなのか、お答えをい
たいただきたい。

○政府委員(丹波實君) 先生、まず今の御質問に
お答え申し上げる前に、文民の活動につきましては日
本政府の態度ですけれども、ことしの五月の国連
のPKO特別委員会におきましても、国連代表部
のここに出席した我が代表は、PKOにおきま
すところの文民の活用が日本の関心事項であり、こ
の点についての討議がこの委員会でも引き続き行わ
れていくことを期待しておりますという発言を
はつきりとしたしておりました。この文民の活用
につきましては日本政府の態度が何か急に昨今変
わったということ、少なくとも私たちがそうい
うふうな思っておりますので、念のためつけ加
えさせていただきますと思います。

ただいまのピカリング大使の議会における演説
でございまして、これはまず大使は、世界
の平和と安定の確保のために、冷戦後の国連ある
いは安保理というものをいかに再活性化させるかと
いう視点に立ちまして、基本的に個人的見解とい
う形で表明したものと私は理解いたしております
。またこの演説を私一、二度読ませていただ
きましたけれども、この演説だけでは意味の必ず
しもよくわからない点もございまして、いずれに
しても、アメリカの政府の方針として打ち出した
ものでもありませんし、このような場で日本政府
としてあれこれコメントすることは必ずしも適当
ではないのではないかとこのように考えておりま
す。

○立木洋君 お読みになっていないですか。
○国務大臣(宮澤喜一君) ただいま政府委員が申
し上げたのとおりだと思います。

○立木洋君 さっきのPKOの文民の問題、これ

は全くトーンが違います。私は時間がないから読
み上げませんが、あなたの言っているのは、まさ
に問題が提起されているというだけであって、積
極的に拡大してほしいという提起はなされていま
せん。

この問題については、このピカリングの証言と
いうのは、ことし四月のブッシュ大統領の、いわ
ゆるこれまでの国際紛争が以前の冷戦当時と大き
く変わってきた、その転換を求めるということ
を踏まえた内容のもので、非常にこれは重要な問
題であり、今後国連に対してどういう態度をとる
かというPKOの問題が問題にされるときに、こ
ういふ重要な問題に対して、当然アメリカとの関
係が主軸だということに主張をされているんです
から、見てしかるべきだ。

しかも、今の問題について重視をしないだとか
あなたは言いましたけれども、ここで述べられて
いる点について言いますと、去年の十一月二十九
日の国連安保理決議六七八、これに対して日本政
府は支持したわけですね。まさにこの国連の安保
理決議六七八は何かといいますと、これは国連の
指揮権の拘束なしに武力を行使することができ
る白紙委任を受けたわけですよ、多国軍が。この点
についてピカリング氏は、六七八決議は理想的定
式に近いものだとして述べているじゃないですか。
そのときに日本政府はこれを支持したじゃないで
すか。支持した同じ内容が今提起されているん
ですよ。

日本政府がそれにコメントできないなんという
言い分は、あなた、通用しないんですよ。既に海
部さんが支持すると国会の中で明確に述べてい
るじゃないですか。そういうことを今後やりたいと
いうのがアメリカが提起している内容じゃないで
すか。どうしてそれに対してコメントができない
んです、総理。——時間がないんだよ、丹波さ
ん。

○政府委員(丹波實君) 申しわけありません。一
言で終わります。
六七八につきましては過去に起こった現象でこ

ざいまして、これはどういう事態で何が起こったかはつきりしておるわけですが、ピカリング大使は将来のいろんな構想、国連の平和的な解決の行動も含めてのいろんな構想を述べておるわけであって、具体的な状況、具体的なプロポーザル、提案がなければコメントはなかなか難しいということをお願いして、もう一度お聞きします。

○立木洋君 もうあなたは出てこなくて結構ですから。最後に総理に聞かないと、もう時間がありません。あと二分です。

この問題についてはもうはつきりと海部さんが述べているんです。イラクに対する武力行使というものが容認される決議がなされた、その六七八についてどうなんですか。それに對して、今回の沿岸危機に關しては、平和回復のための国連の安保理の決議というものは、日本は基本的に支持しております。そして、現実には一月の十七日に武力が行使された。このときにも支持を表明したんです。

そういうことをこの六七八というのは想定して、将来国連に對してどういう政策をとるかというものは、国連の指揮権の拘束を受けないであらゆる手段、武力行使まで行えるような手段を持つというところ、これが理想的な定式だとアメリカは言っているじゃないですか。それに對して日本政府が、かつて支持したのは具体的な条件が云々だったという言い分では通らない。

こういう国連の對策に對するアメリカの見解に對して、総理、最後に一言あつて私はしかるべきだろうと思ひますけれども、見解を述べていただきます。

○國務大臣(宮澤喜一君) ちょっとよくわからなくなつてゐるんですけども、そのアメリカの国連大使がどこで何か言つたということを私は一々論評する必要はないと思ひます。

○立木洋君 もう時間がないから答弁は求めませんけれども、PKO法案の問題に關してあなた方は、責任を持つて国会で審議してほしい、それで日本の國際的な貢獻になるんだと言つてゐるなら

ば、その根拠をやつぱり明確にしなければならぬ。この問題に關してはこれまでくるくるくるくると態度を変えてきたけれども、結局はアメリカに追隨して、日米安保条約は限られた制限があるの、こういうPKO法案で国連の名を冠し世界じゅうどこでも自衛隊が出動できるような、そういう形でアメリカに對する貢獻の役割を果たすうとしてゐるの、この内容じゃないですか。

私は、そういう意味で、日本國憲法までじゅうりんして、こういうふうな不当な法案を通そうとするやり方には断固として反對し、あくまで廃案を求めるというところを強く要求して、私の質問を終わります。

○委員長(下条進一郎君) 速記をとめてください。
(速記中止)

○委員長(下条進一郎君) 速記を起こしてください。

○委員長(下条進一郎君) これより一般質疑を行います。

○久保田真苗君 お互いにお疲れできました。ところが、もうあと一日、やれやれという場面に来てゐるんですけども、ここでまた外務省首腦の発言というのがございまして、これをちよつとまず質問させていただきます。これは、自衛隊の派遣は現行法で可能という新聞の報道です。真意を伺ひたいと思ひます。

それによりますと、今回のPKO法案がこの国会で成立しなくても、カンボジア難民を自衛隊の輸送車両によつて帰還させることは法的に可能というふうなことをその首腦が発言されました。「要は政府にやる気があるかどうかだ」、こういう注がついておられます。その理由として、湾岸戦争のとき、ヨルダン滞留の避難民を本国まで輸送するために自衛隊の輸送機使用が検討されたという

こと、それから自衛隊の掃海艇がクウェート沖の公海上で機雷処理に当たり領海にも入つたということなんです。

これは、湾岸危機のときに政府が自衛隊のC130輸送機を使ってイラク、クウェートの避難民を輸送しようとした。そのため、平成三年一月二十九日、湾岸危機に伴う避難民の輸送に關する暫定措置に關する政令というのをつくつたわけです。これは「当分の間」としたんですけれども、平成三年七月二十三日をもつて廃止になりました。ところが、この法案では、平和協力業務ということである恒久的な業務としてこれを可能にしようとするわけですね。このときに特例政令をつくつたという理由、なぜ「当分の間」というふうに限つたのでしょうか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) だれですかね、その外務省首腦というものは、外務省首腦というその書いた人に聞いてもらひたいんですが。

○久保田真苗君 これは名前が挙がっていない発言ですけれども、なかなか勇ましいことをおっしゃる。この際恒久的にこのPKO法案でこういうことをやろうとしたんだけれども、その当時でも自衛隊の恒久的な業務とはしてなかつたんですね。

この特例政令については、世上非常に批判があつたということはお記憶だと思ひます。それは、私には、それではこういうことは、今回の法案が今すぐこの国会で成立しない場合に、こういう特例政令を設けて、そういうことをやるというようにすることは二度とありませぬということを伺ひたいんです。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 外務省首腦二人おりますから、一人は渡辺大臣、一人は外務次官。外務次官はそういうことを言わないから渡辺大臣ではないか。そうだと思います。私も、それは総裁選挙のころいろいろ言つておつたことも含めまして、反省も込めて言つておるわけです。

私は、自衛隊の輸送機を速やかに飛ばして難民の輸送をやるべきだということを海部総理に助言

もしました。それから、速やかに掃海艇を出して機雷を拾つて國際貢獻をすべきだということも進言を強くいたしました。間違ひありません。私はそれはやつてできると思つたんですが、なかなかぐずぐずしておりました。それで戦争が始まつてから今度政令を改正して、それで自衛隊の輸送機を飛ばそうとしたわけですね。それで、倉から引つ張り出して整備してゐるうちに戦争が終わつてしまつた。結局出せないで終わつてしまつた。したがつて、この政令は臨時的につくつたものだから戦争が終わつたからやめる。これが歴史的経過、そのとおりでございます。

掃海艇の問題も、これは防衛庁の自衛隊法からは読めるということ、そこにサウジ等からの要請もあり出動をして、それで派遣をされて、まあ出動でも派遣でも同じようなものです。実際にあそこに行つて、そして機雷を三十四発拾つた。それで、これは大変な世界的な評価を受けたというところは事実でございます。

こういうふうないろいろな点から見て、確かに自衛隊が平和維持活動あるいは平和を確保する活動、危険物を除去する活動等に出たいたこと、は大変これは世界のためになるし國民のためにもなる。自衛隊にとっては大変御苦勞なことではあります。私はそう思つておるわけでございます。

今後そういうことを政令でやるかどうかということについては、それは法律が通らない場合においてそういう事態が起きるか起きないかという問題でございますから、今予断を持つてそれについてどういふことを申し上げることはできません。

○久保田真苗君 それは大臣、事態によつて法律にすべきところを政令で、やつぱりこれといえども軍隊なんですから、そういうものを海外に出すというところについてはきちんとして民主主義のルールにのつてやつていく。私はそういう御答弁を期待してゐるんです。

ちゃんとやるんだつたらちゃんと法律をつくつて、土俵の上でやろうじゃないか。いかが

ですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これは防衛庁長官から聞いてもらった方がいいと思いますが、それは法律がきちっと何の疑いも何もなく派遣できるようにするのが一番望ましいと、そう思っております。

○国務大臣(宮下創平君) ちょっと補足させていただきますが、二つの事柄を今先生御指摘だと思っております。

特例政令でございますが、これは自衛隊法の百条の五がございまして、これに基づくものということでございまして、これは法律根拠がございまして限定的に決めたもので、発動はございましてした。

もう一つ、機雷の除去等は、これは自衛隊法に現在明確に規定がございまして、九十九条というのがございまして、海上自衛隊は海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこの処理を行うということが本来的な任務として掲げられております。したがって、これに基づきまして我が国のペルシャ湾における航行の安全その他を考慮して出動したものでございまして。

○久保田真苗君 これは法律上非常に疑義があります。三条に「自衛隊の任務」ということで、それはペルシャ湾まで行くなどという、そんなことはとんでもないことなんでしょう。それを何もしないでただ出していくということは許されないことです。

それから、難民輸送の件なんですけれども、これは私、六十一年に内閣委員会で質問したことがあるんです。そのとき国賓等の輸送が百条の五で加わったんです。そのときに「国賓、内閣総理大臣その他政令で定める者」ということの解釈につきまして、これは法制局から、国賓、内閣総理大臣という例示、列挙とおよそかけ離れたものは予定していないという、そういう答弁を得ているわけです。これは自衛隊法施行令百二十六条の十六、「国賓等の範囲」にも難民輸送は入っていない。

ですから、こういうことはきちんきちんとやるのであれば、その都度ちゃんと法律によって直すという、こういう手続を踏んでいただきたいと、私たちがこの際本当に不安でならないわけです。これはもう法治国とは言えないような状況になります。どうかその点もう一度御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(宮下創平君) 御指摘のとおりでございます。ただいま御指摘の点は、法的根拠を設け政令によりまして、臨時政令、期限付きの政令でございまして。

それから、機雷掃海は九十九条という法的根拠に基づいておりますので、今後こうした問題は、新しい任務でございまして法的な根拠を必ず明確にすべきことは当然だと存じます。

○久保田真苗君 ぜひそのようにお願いします。それでは、やとと本題なんです。まず実施要領なんです。結局この法案のかねになつていてのがこの実施要領なんです。ところが、この実施要領は閣議にもからないうし、もちろん国会に御提出になる気は全くない、こういうところに我が憲法の命運が辛くもかかっているという、そういう状態なのでございまして。

それで、私は資料を幾つか要求しまして、実施要領に日本が独自に書くべきこと二点、これを伺ったんです。その答えはいただいているんですが、非常に簡単なもので、ぜひもう一回、その実施要領に日本が独自に書くべき要点、それを説明していただきたいと思っております。

○政府委員(野村一成君) お答え申し上げます。お渡しいたしました資料では、「いわゆる五原則との関係上、我が国として独自に実施要領に盛り込むべき事項としては以下のようなのものが考えられる」としまして、二つ書きまして。一つは、「法案第六十項各号に掲げる場合に行うべき業務の中断に関する事項」、二つ目は、「武器の使用は、法案第二十四条の要件を満たす場合に限り得ること」、そういうことで、御指摘のとおり簡単に書かせていただいたわけでございます。

最初の中断のことににつきましては、これは法案の仕組みといたしまして、第一、第二、第三、いわゆるPKO活動の前提が崩れるようなそういう重要な事態についての記載でございまして、したがって業務を中断すべき場合のできる限りの類型化と申しますか具体化、あるいはこういった状況が生じたときに取るべき措置、例えばそういった状況が生じ、業務の中断を行った場合には直ちに本部長、内閣総理大臣でございまして、報告をすべきこと。それから、そういう状況でございまして、当然ほかの場所に移動ということもあるわけでございます。つまり移動といった所要の措置をとるべきこと。それから、先ほど申しましたように、基本方針の第一から第三原則までがいずれ満たされなくなることが予期し得るそういう状況では、常に国連の司令官との連絡調整というものを特に密にすべきこと。あるいは本部長への報告とか、あるいは場合によっては意見具申、そういったものをできる限り緊密に行うべきこと。そういった点を現場において部隊長が混乱を生じないようにきちんと書いておくということが必要であると思っております。

次に、武器の使用に関しましては、あらかじめ警告と申しますか、それを行うべきこと、あるいはほかにとるべき手段のない場合に、最後の手段といたしまして必要最小限度の範囲で使用し、使用後報告すること等、手続的な規則についての国連の規則を踏まえた武器使用の基準等が実施要領には記載されておるべきであらう、そういうふうにご考えておる次第でございます。

○久保田真苗君 今おっしゃった武器使用の問題は、先ほどから長官からも出ています自己及び現場にいる隊員の生命、身体を防護するための武器使用、それから任務を遂行するための武器使用、二種類お分けになって、そしてその後の方は日本はやらなんだと言っているわけなんですけれども、それも実施要領にそういうことははっきり書かれるわけですね。

○政府委員(野村一成君) お答え申し上げます。ただいま御指摘になりました二十四条でございまして、これは法案そのものに、武器使用、特に自己または自己とともに現場に所在する他の隊員の生命または身体を防護するため必要最小限度云々のきちんとした規定がございまして、まさにこの法案第二十四条に書いてあること、それにとつて隊員が行動するというところでございまして、その点につきましてはあえて実施要領に記載するまでもなく、法案第二十四条でその法律にのっとって隊員が行動する、そういう関係になろうかと存じます。

○久保田真苗君 法案第二十四条には確かにそう書いてあります。それが政府の憲法解釈の立場であるというふうにご理解しております。ですけれども、あれは非常にわかりにくい。なぜならば、自己の生命及び隊員の生命を防護するということは職務上の武器使用なんです。ところが、二十四条の四項の方はそうではない。それにかおせて「急迫不正」というさらに条件をつけてはいるけれども、しかしそれはそれ自身が職務上の武器使用にはなっていない。そのところを本当にこれはわかるように書かなければならないと思うんです。まさにここが原因なんです。

政府自身の解釈によつて憲法が破られるか破られないかというのはいまここにございまして、これが破られるとなつたらこれは責任問題だと私は思うんです。長官、いかがですか。

○国務大臣(宮下創平君) 今、二十四条の三項とそれから四項に関するお尋ねであらうかと存じます。

三項は、もう御案内のように、部隊として参加する場合の自衛官の武器使用について規定がございまして。その場合にはやむを得ない必要性がある相当の理由があり、合理的に必要と判断される限度で自己または隊員の生命、身体を防護することができると書いてございまして。四項には、その場合、人に危害を加えてはならないという点について、まさに発砲して相手に危害を加えるということが刑法三十六条あるいは三十七条の要件に該

当する場合を除いてはできませんよということを書いてございしますから、概念的に申しますと、三項の方が危害を加えない武器使用というのが觀念上あり得るわけでございしますね。

そういうことまで否定しているものではないでございますが、人に危害を加えるような場合はまさに正当防衛、緊急避難の場合にのみ相手に発砲できるんですよということの規定しておるわけでございまして、先生御指摘のように、多少の概念の包括的なずれはございしますけれども、あくまでも人に危害を加えて本来殺傷するということは、これは正当防衛、緊急避難の場合に限定されている、こういうことを明確に規定しているものと了解しております。

○久保田真苗君 これを実施要領の中に明確になるようにお書きになるかということなんです。あの法律だけでは全くあいまいです。

○国務大臣(宮下創平君) 自衛隊が部隊として出る場合には、先生御承知のように、これは直ちに出るというわけにはまいりませんで、あらゆるPKOの実態、それから武器使用の実態等々につきまして訓練と教育を重ねまして、そしてこの法律の趣旨に沿うように派遣するということは当然でございしますから、これが実施要領に反映されるというところは当然だと存じます。

○久保田真苗君 私、もう一つ資料要求したんです。それは指揮系統を図解してくださいとお願ひしたんです。それは、第一が本部長の指揮、第二が防衛庁長官の指揮、第三が国連事務総長及びその軍司令官の指揮なんですね。これは自衛隊の部隊に係る指揮のごときです。ところが、それはただけでなかった。お返事は、図解をしないと誤解を招くおそれがある、こういうことなんです。私は誤解を恐れればこそ図解をお願いしたのに、どうして図解すると混乱が起るんですか、誤解を生ずるんですか。御返事をお願いします。

○政府委員(野村一成君) お答え申し上げます。何分複雑な関係でございします。

ので、私も実は御質問にお答えする形で口頭で答弁させていただければという趣旨でございまして、それでなおかつ御理解いただけない場合には適宜さらに検討を重ねた上で対応させていただきたい、そういうふうに思っております。

○久保田真苗君 何とも意味不明の御答弁なんです。私、それでいろいろ図を見たんです。一つは、ノルディック・スタンバイ・フォースという非常にわかりやすい資料がございまして、それはすべて地図が入ったり、指揮系統の図が入ったり、そういうふうになっていっているんですね。それで見ますと、このスタンバイ・フォースの方は国連事務総長、フォースコマンドー、そして各国の提供する派遣軍の司令官、そういうものがずっと実線が入っています。それで、こちらにはUNプランチというものが政府の中にありまして、事務所がありまして、そこからはこういうふうな図が出ています。その破線の説明は、それは国内事務、後方の何というんですか、コンタクト、後方事務というふうな書いてあるわけですね。それが本場に普通の姿だと思いませんか。

私、けしからぬというよりも、本当は総理も、国連事務総長のもとに、そしてフォースコマンドーのもとに我が国の要員、それはもう文民だっただけなんですけれども、そういうものをずっと入れられたらどんなにいいだろうとお思いなんじゃないかと思ひますが、どうでしょうか。

○委員長(下条進一郎君) 野村審議官。(総理大臣じゃないか)と呼ぶ者あり。一応事務当局からお話を受けて、後総理に答弁させますから。

○政府委員(野村一成君) お答え申し上げます。先ほど先生の方から図解との関係で御指摘がございましたので、私この機会に、特に御指摘のございました本部長とそれから防衛庁長官との関係、あるいは現地のフォースコマンドーとの関係等につきまして御説明させていただきたいと思ひます。

まず、本部長と防衛庁長官の関係でございしますけれども、防衛庁長官は、自衛隊の部隊等を協力業務に従事させるに当たりまして、閣議決定された実施計画とともに本部長が定めます先ほど先生御指摘の実施要領に従うということになっております。第九条第四項でございします。また、その第五項におきましては、個々の自衛隊員も実施要領に従って業務に従事するということになっております。まさに自衛隊員としての活動でございしますが、防衛庁長官の指揮のもとで実施要領に従って国際平和協力業務を行う、これが一点でございします。

他方、自衛隊員はあわせて協力隊員の身分を併有いたしております。(聞いてないぞ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。

○委員長(下条進一郎君) 質問について簡潔に答えてください。

○政府委員(野村一成君) その協力隊員といったしましては、この実施要領は、先ほど先生かなめと申されました。まさにそのとおりでございまして、適切な変更のための業務のニーズの把握といった点につきまして事務を行うことになっておりまして、本部長はこれを踏まえて実施要領を適宜変更していくと、そういう仕組みになっておるわけでございします。

要するに、自衛隊の部隊等による協力業務の実施自体は防衛庁長官にゆだねておりますけれども、他方、本部長は実施要領という形で的確かつ円滑な業務の実施を確保するというのがこの法案の仕組みでございします。したがって、これは、やはり参加いたします自衛隊員、国家公務員、我が国の公務員としてのPKO業務に従事することとございまして、そこから生じている我が国の指揮の系統でございします。

他方、国連のコマンドとの関係について御説明申し上げます。

○委員長(下条進一郎君) 簡単に願ひします。

○政府委員(野村一成君) 我が国の指揮監督の関係についてでございますが、実は御指摘の国連のモデル協定七項にございしますように、我が国の参加しております要員は……(委員長、やめさせてください)「いつまでやっておるんだ、あなたは」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し、聴取不能。

○委員長(下条進一郎君) よろしい、もうそれで。簡単でよろしい。

○久保田真苗君 わかりました。繰り返しになりますから、私の質問時間をとらないでください。

○委員長(下条進一郎君) それじゃ、答弁はよろしいから席にお戻りください。

ただいまの質疑について総理大臣の御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(宮澤喜一君) その点は過日、十二月の六日でございますが、政府見解で申し上げておりますので、それをあらためただければ御理解いただけたと思うんですが、つまり法案の八条二項に言う国連の指図は、これは国連のコマンドを意味しているわけであって、その国連のコマンドの内容は、法案の枠内で実施要領を介して我が国の要員によってそのとおり実施されると、こういう仕組みになっておるわけでございします。

○久保田真苗君 結局、私考えますと、どうしてもこれは指揮系統が二元的になるんですね。あるいは三元的になるかもしれないんです。

どういふことかといいますと、安全保障理事会の決議で任務を受けたPKOが事務総長、フォースコマンドーの指揮、それを受けるんですが、それは政府見解によりまして指揮マインナス処分権から指図だと、こういうことになっております。そして、防衛庁長官の指揮監督は、そうすると逆に言いますと、防衛庁長官の指揮マインナス国連のコマンドイコール身分上の問題ということになります。はいませんか。そうじゃないんですか。

○国務大臣(宮下創平君) 御答弁申し上げます。

が、先ほど野村室長のおっしゃられた点は、正確に申そうとして随分時間をとりました。

実は、私の方でちょっと申し上げたいのは、今、先生御指摘のいろいろ精密な議論です。大変傾聴に値します。

自衛隊は、部隊として参加する場合と個人として参加する場合、法律上はこれを分けてごさいます。それは、部隊等としての場合の指揮の問題と、それから個人単位で、いわば停戦監視団が通常でございましょう、これは少人数で参りますから、個人参加という範疇に入ります。その場合の指揮権とはおのずから違ひまして、まず後者の個人単位の場合で申しますと、これは内閣総理大臣が実施計画に従いまして実施要領を策定して現地の任務につくわけでございします。

詳しいことは申しませんが、法四三三号によりましていろいろ平和協力業務の効果の測定分析やあるいは情報の収集、あるいは派遣国の国連職員との連絡等々を実施要領で定めて、これは本部長たる内閣総理大臣の指揮に従います。個人単位の場合ですね。そしてまた、部隊等として参加する場合も、今申しました任務と同時に、今の法三三三で類型化されておりますPKFの行動、それからそれ以後の十数項目にわたる項目が任務として遂行されるわけでございします。この場合は、部隊として行く場合も法四三三号のいわゆる今申しましたような効果の測定分析とかそういうものも業務はもちろんです。その場合は、指揮系統はもちろん観念的に内閣総理大臣にございします。しかし、大半は、自衛隊が部隊として行く場合は、実施要領によりまして防衛庁長官の指揮が最後の末端まで行くわけでございしますが、その場合、先生の御指摘のように、この法律によりまして国連の指図に適合するようにすることが書かれて、今コマンドの意味が問題にされておるわけでございします。

そして、先ほど来御答弁申し上げておりますように、そのコマンドの意味というのは、まさに防衛庁の、我々が自衛隊に対する総合指揮権、これ

と全く同義語ではございせん、配置とか運用とか、そういう基本的な事柄についての国連の指図、これと適合するように実施要領を定めまして、それに基づいて行動するわけでございしますから、あくまで部隊等としての行動の場合は指揮権がその限りにおいて調整されたものとして実施されるということをお願いしておるわけでございまして、決して別のものではございせん。

別のものだと考えますと、先生御指摘のように、二元化しているとか、あるいは三元化しているという御指摘になろうかと存じますが、私どもは決してそれを一つの、いわば国内における直接侵略に対する指揮権と海外におけるこの平和業務における指揮権、これはおのずから限定されたものになると通俗的に言っているとも私は感じます。つまり、いろいろの面で限定されるという意味で、国連のSOPとの調整の問題等々がございしますから、あくまで国連の要請に基づいてやるわけですから、その調整があり得るのは当然だと思ひます。そういう意味では一体的なものです。それを二つに分けて考えるかどうかという観念の問題がございしますけれども、私どもはあくまで一つの指揮系統であるというように感じております。

○久保田真苗君 懇切に御説明いただいたんですが、要するに結論的に言いますとこういうことなんです。防衛庁長官の指揮監督権は指揮権マイナスコマンドで、そして実際には、事務総長の持っている配置、組織、行動、指令に係るもの、それを差し引いたものなんです。向こうにいる間は、ただし二点留保していることがある、御存じのように、二点留保していることについてはここに事務総長のその権利を食いかけているわけですね、その部分でね。そして本部長の指揮は、これは自衛隊の部隊と海上保安庁の職員についてはそれは実際にはなくて、個人の隊員、そして四二二条三号による調査それから連絡等という隊員を指揮される、こういう実に複雑なことになっていまして、私も非常に何とわかりにくい法律だろ

うと思ひます。そして結論的には、指揮が衝突したとき、つまりフォースコマンドと防衛庁長官の指揮が衝突する、そのときには日本側が優先する、こういうことになっていきますね、今までの御答弁では。

そういったしますと、私がいいますのは、受け入れ国はどうかだろと思うんです。受け入れ国の場合にこれを日本との間に、要するに武装した軍隊が他国の領土の上へ上がるわけですから、そして一定期間そこに駐留するわけですから、そういうものについての協定が必要だと思ひます。それは日本は相手国と結ぶのかどうか、もしそうでないとすればその法的な根拠は何なのか、それをお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(柳井俊二君) 後段の方から御説明申し上げたいと思ひます。

いわゆる法的根拠につきましては、受け入れ国が自国の領域に主権を持っているわけでごさいますので、受け入れ国の同意が必要である。一般国際法のもとで持っている主権のもとで同意を与える、これが外国軍隊の駐留の根拠ということになると思ひます。

それから、PKO活動あるいは人道的な国際救援活動につきまして、我が国あるいはほかの派遣国が自衛隊あるいは軍隊を派遣するという場合の受け入れ国との関係でございしますけれども、これは二つあると存じます。

一つは、PKOの場合は国連のPKOでございしますから、国連が受け入れ国との間でいわゆるPKO活動に従事する平和維持隊その他の地位に関する協定というのをつくる。その形式はいろいろあると思ひますが、国連と受け入れ国が取り決めるということでごさいます。

他方、派遣国の側は、派遣国が国連との間でその派遣に関する何らかの枠組みを設定するということでごさいまして、各国から派遣される軍隊の地位は、この派遣取り決めに通じて国連が受け入れ国と取り決めたいわゆる特権免除というものを享受するという二つの枠組みが従来考えられ

ております。

○久保田真苗君 つまり、国連と受け入れ国との協定、国連と派遣国との協定、国連がそこで一切の責任を負っているんだと思うんです。そういう国連が一切の負わなければならないその責任を、ある主権国が行ってそこで指揮をとるといのは、それは間違っていることなんじゃないんでしょうか。

○政府委員(丹波實君) 先生、申しわけありません。何度か同じようなことを御説明することになりますけれども、先生もお手持ちだと思ひますが、国連と派遣国との間の協定案というのがことし発効されておりますけれども、この中でPKO活動につきまして国連側は、先ほどまさに先生がこのところをお読みになられたわけですが、「配置、組織、行動及び指令について完全な権限を有する」、こういう表現がございします。私たち日本政府といたしましてPKOに参加していく場合に、この七項で言っておりますところに何ら異存はないというのを申し上げておるとおりでございまして、こういうオペレーションの問題に關します限りは国連のコマンドに服するということを申し上げてきていますつもりでございします。

○久保田真苗君 七項、八項については御異議がないんだそうだけれども、それは間違っているんじゃないんですか。その配置、組織、行動、指令、それについて完全な権限を有するのであれば、なぜ日本がそこに武器使用と中断の問題についてそういう出身国の指示を入れるという余地があるんですか。もし国連事務総長の権限が完全なものならば、そういう食いかけはないはずじゃないんですか。

○政府委員(丹波實君) お答え申し上げます。中断とか撤退ということが起こりますのは、このPKFの前提条件が崩れた場合に各国もそういうことを行っている。したがって、日本もそういう中断、撤収ということが可能であるかといったのに対して、国連側は問題はないと、まさにそれはこの前提が崩れた場合であるということで、P

K Fが完全に機能していない、そういう状況に起こることです。

それから、武器の問題につきましては何度もこれも御説明申し上げておりますけれども、一定の状況のときに参加国の要員が武器を使っているという、英語で言うところのメイビーあるいはキャンビーということをごさいますて、使わなければならないということを言っておるのではございませんで、そういう意味ではまさに参加各国がメイビー、使つてよろしいと、その中で判断することをごさいますので、ここで何か、この七項、八項に抵触するというのがそこで起こるというふうに私どもは考えておらない次第でございます。

○久保田真苗君 局長は、今までにも中断の例は幾らもあるんだと、キプロスの例をお挙げになつておられます。それから武器の使用につきましても、任務のための武器使用、それは状況によつては限りなく自己の生命、身体を防護するためのものに近づいていくんだというふうなことをおっしゃるんです。私、申しわけないんですけれども、それは非常に無責任な発言だと思ふんです。なぜならば、中断したのは安保理から与えられた任務をやむを得ずして中断しなければならなかったというその結果なんです。ところが、日本はそうではない。初めから中断するということを決めているわけでしょう。それならなぜそういう任務につくんですか。

それから、武器の使用についてもそうです。それは、日本はそこまで任務のために武器使用ということが許されていないんだ、それは職務にないんだと。確かに、P K Fは別に武器使用を目的とするものじゃございません。抑制されたものです。ですけれども、武力行使は目的ではないけれども、最終的には部署を守るため、任務を全うするために最終的には使わなければならないということはその任務の中にあるわけでしょう。それを私は、その初めと終わりの違い、そのことを言いたいんです。日本はそのどちらにも自衛官に与え

ていないんです。それなのにそのような任務につかせようとしている。イからへまでずっと国連協力業務の軍事面の仕事を見れば、私はこれは非常に難しいなと思わざるを得ないんですね。その点、どうですか。

○政府委員(丹波實君) 私の過去の説明で言葉の足りないところがありましたら申しわけございませぬけれども、中断とか撤収という事態が起こりますのは、日本政府のいわゆる五原則の最初で言っておりますところの紛争当事者間で停戦の合意が成立していること、二番目として同意の問題が挙がっております、三番目の問題として中立の原則を挙げておりますが、このような状況、このような原則が崩れた場合といふのは、まさにP K Fが存立するその基本的前提が崩れた場合でして、過去のそういうときの参加各国の例で見ましますと、日本としてもそのような場合に中断ができるんではないかと国連に説明して、国連もそうではないかと言っているわけでございます。決して無責任なことを申し上げたつもりではないところでございまして、説明が足りなければ申しわけでございます。

武器の使用につきましては、先ほども申し上げましたけれども、いわゆる自衛とは次の二つの場合を含む。A、生命の危険、生命を防護するとき。Bとして、任務の遂行が実力により妨げられ、それに抵抗する場合。それでBのケースの場合、すべてがいづれAに転じるであろうということとを申し上げたつもりは一度もございませぬ。中にはそういうケースもあろうということも申し上げたわけですよ。

いづれにいたしましても、Bのケースに当たつて参加各国が武器を使用しなければならぬというふうな考え方に立つてP K Fの編成がなされ、活動がなされているわけではないかというところは、この問題に大変御造詣の深い先生、よく御承知のところであらうかと存じております。

○久保田真苗君 武器を使わなければならないなんてだれも言っていないんですよ。でも、最終的には使わなければならない場合がある。それが平和維持軍に与えられている任務の中に含まれるわけですよ。限りなく浸透される、部署を奪われる、武装解除をされる、検問所を突破される、そういうときにはどうしなければならぬということもあるという、最も最終的な手段として、目的ではないけれども手段としてあり得るんですよ。でも、日本はそれを認めていないんです。認めていないんだから、その任務につかなくてと自衛隊が自衛官に対して非常に過酷なことじゃないんですか、これは。だれしも人間は撃ちたくない。そして自衛隊の隊長は撃つて言うことはできない。それぞれ本人が個人の判断でやる、こういうことになつていくんですよ。それを正当防衛に近いんだからといって、正当防衛でやるような仕事じゃないんです。もともと軍務なんです、これは。私はそのことを言っているんです。

結果が同じじゃないじゃないかじゃないんです。スタートがどうかということをお話なければならぬ。これは法律ですから、スタートのところでどういふ任務が与えられているかということがすべてじゃないんですか。防衛庁長官、どうぞお願いします。

○国務大臣(宮下創平君) 御答弁申し上げます。一例を申し上げますと、第三条の平和協力業務の中に、例えば武器の搬入搬出の有無の検査または確認と、今先生も引用されましたね。検問を突破していくという場合には、私は我が自衛隊で数人の方がP K Oの現実を見てきたことの報告を受けておりますが、その場合は、発砲したりなんか強制力をもってやらないようですね、それだけ通過させてしまふ。しかし、どのくらい通過したかというところは報告するようですよ。そういうことが外国の今のP K Oの実態でもあるようでございます。したがって、あくまでその通過を阻止せよという命令であれば、先生おっしゃるようには、それを強制力をもって排除するということは

これは当然あるかもしれませんが、今のP K Oの任務というものはそういうものでございまして、まさに非強制、強制力を使わない平和的な手段であるということがその例によつても私は感じました。これは外国の現にやっている例でございます。

そういうことでございますから、一般論として、そういう業務が直ちにトラブルが起きたときに武器使用に至るんだというこれはいかがなものかというところを、私はその自衛隊の報告を承りまして本当に感じた次第でございますから、その点だけはちよつと申し上げさせていただきます。

○久保田真苗君 いかがなものかというのはこちらが伺いたいんですよ。武器使用に至らないこととあるというところは、この場合の例にならないんですよ。武器使用に至ることもあり得るということの方が正しい例なんです。それを至らないかもしれないというふうな、そういう結果的な、侥幸的なことを言っていたらいいんじゃない、これは困るんです。

外務省に伺います。

そうしますと、七項、八項はそれでもこのままだというお考えなんじゃないですか。九項はどうなんですか。九項はこれは直さなくちゃいけない。そして何かこれはこのとおりについていた方がいいや困るわけですね。九項はどういうことかといふと、後ろのところが読みますと、「その任務の遂行に当たつて国際連合外のいかなる他の当局からも指示を求め、又は受けてはならず、また」日本国政府と、こう入るんでしょ、うね、日本国「政府もそのような指示をそれらの方に対して与えてはならない」、ここはどういうふうな処理されるんでしょうか。

○政府委員(丹波實君) お答え申し上げます。この今先生が読まれたところは、P K O活動の国際的な性格というものを確保するための考え方が盛り込まれた規定でございます。一番肝心なことは、国連の側から見ても、参加してくる各国がばらばらな行動をされてはならぬ、それでは

行動ができないうこと、そういうならばらな行動になるような指示を本國政府に求めてもらうては困るという意味でございます。

日本の法案の立て方は、累次、政府から御説明申し上げてきておりますと、この七項の考え方には従いましよう、それで、そういうことに従い得るように実施要領をつけた場合、これが七項に適合するように常に配慮し、そういう作成の仕方をしていくということ、私たちは結果的にこの九項で言わんとしていることも日本としては守っていくことになる、そういうことまでもこの九項が排除しているというふうには考えておらない次第でございます。

○久保田真苗君　そうしますと、それじゃ実施要領はそのように書かれるわけですよ、実施要領はそれは現地のSOP、フォースコマンドの出す指図と違うものをここに入れるわけなんですね。しかも、日本国憲法の問題がそこに本当に辛くかかっているという、こういう状態なんですよ。私は、これは事務的な文書だとか、細かいことだとかと許すわけにいかないと思ふんです。

そういうことを考えますと、いろいろ理屈を言つて、明らかに日本国政府もそのような指示をそれらのものに与えてはならない。どう見たってこれは指示を与えているわけじゃないですか。そうしたら、もしどうしてもそういうことだといふことならば、それは少なくとも国連側あるいは他の国から派遣されてくるそういうところの責任者にはその立場は明らかにされなければならぬ。なぜならば、これだったらみんな、普通一般の平和維持軍と同じものだと、だれだって思ふんですよ。

御存じのように、国連は文書のやかたでございますから、口頭なんてことは、こんなものは第三者に對抗力がないんです。ぜひともはっきりと私は文書でいただきたいと言っているんですけれども、この文書は、これから国連と話し合うんだ、具体的な文書は交渉事だから今は言えないと、こ

ういうお答えなんですよ。これじゃ幾ら何でも無責任過ぎます、この国会は。条約を国連との間に結び、かつ国連は受け入れ国に対して責任を負う。それなのに、こっちはこれで済ませておいて、そして実施要領の方には入れる、だから防衛庁長官が指揮をとるんだ、これじゃ人をたぶらかすも甚だしじやありませんか。

私は、こんな欺瞞に満ちた法案審議を本当にやりたくないです。きちんとお答えください。この九項はどう処理されるんですか。

○政府委員(野村一成君)　お答え申し上げます。この九項で書いてございます、いかなる他の当局からも指示を求めてはならないというこの指示でございますけれども、私どもは、国連のコマンドに反するような内容の指示、そういうのをやっ

てはならないというふうには解しております。そのコマンドとの関係、まさに先生に繰り返して御説明申し上げておりますと、国連のコマンドの内容は、この法案の枠内で実施要領を介して、我が国の要員によりそのとおりに実施されるわけでございますので、したがって、国連との間でこの第九項との関係におきましても特に問題があるというふうには理解しております。

○久保田真苗君　それでは、例えばこの派遣協定の中に補足協定というのがありますね、「補足取極」という条項が。そういうところに書くとか、私は幾ら何でもこれが全部このままで、そして事務総長の指揮が日本国憲法という政府の解釈によるところの非常に大きい二つの問題点、その二つの問題点に対して何も関係者が知らないというのでは、それこそ無責任だと私は思ふんです。何らかの形でそれは書かれなければならないことだと思ふんです。

議員から、国連と特別な協定を、そういう意味で任務遂行の妨害に対して武器使用をやらないう、武力行使をやらないう、そういうことをやっているとある国があるかどうかという質問に対して、知らないということなんですけれども、それだったら、日本が初めて憲法の中から出てくるそういう

問題を、国連と特別の協定あるいは補足の協定、あるいはこの文言を訂正するというような形ですべきじゃありませんか。

○政府委員(柳井俊二君)　PKOへの要員の派遣に当たりまして、我が国と国連との間でどのような枠組みを設定するかにつきましては、一般的にPKOに参加する取り決めというものはございせん、この点御案内のとおりでございますけれども、どのような地域で、どのような紛争に關して、どのようなPKO活動に参加するかという具体的な状況でございますとか、また国連側との協議の推移いかんによるものでござい

ますので、現時点ではどのような取り決めをつくるかということを確認的に申し上げられないのは大変残念でございます。いずれにしても、政府といたしましては、この法案の成立後、速やかにこの法案に基づく我が国のPKOへの要員派遣につきまして国連事務局との間で話し合いをするつもりでございます。御審議をいただいているこの法案の成立後に、PKOへの要員派遣に当たつての我が国と国連との間の枠組みの設定に關しましては、御案内のモデル取り決め、あるいはこれまでの各国の実行と申しますか、プラクティス、そして当然この法案が重要な要素として検討されるわけでございます。

いずれにいたしましても、この法案の成立後、要員の派遣はこの法案に基づいて行われるものでございまして、国連との間の枠組みの設定に当たりまして、この法案を中心として我が国の関係の国内法令の枠内での派遣になるということが確保されるように政府としては対処してまいりたいと存じております。

なお、これも御案内の点でございますけれども、このモデル派遣取り決めは、最近国連事務局でまとめられたものでございまして、この取りま

りの取り決めがこれまでつくられたということはない次第でございます。

○久保田真苗君　モデル取り決めは、PKOは一つ一つ顔が違いますから、現地のSOPは、そしてモデル取り決めは、あるいは内容的に多少違ふのかもしれないけれども、しかし国連が要求しているのはこのことなんですよ。事務総長のオリソリティとコマンドなんですよ。そして、出身国からの指示を出してはならない。これは国連の中立性、そして公平性、そういう上からしてすべての国連の文書に共通していることなんですよ。

それをどういうふうに関連とお話し合いをなさつたのか知らないけれども、私は、この法案と、だれが指揮者かという問題と、それからいろいろな指示が当然与えられるということ、このことは本當に国連のグループディンク次長でも何でも、きちんと直接国会でお話をし合わなきゃならないことだと思ふんです。ただ口頭でお話しになったというのを私どもにこの答弁で聞かせていくなんて、これは時間のむだですわね。ですから、今後これを続けるのであれば、それはぜひとももう冒頭にやっていたかなきゃならないことだと思ふんです。

私は、いろいろと勉強してみたいです。それは、中東のUNTSOやUNDOFにも行つてみたし、スウェーデンの待機軍訓練所にも行つて、もちろんいろいろと資料ももらつてきました。私は、そういうものとSOPとか、具体的なことをずつと考えていきますと、非常に難しいと思ふんです。

それで、質問に出してあったんですけれども、フォース・モーバイル・リザーブというUNITFの特別機動隊、その説明をちよつとしてください。短く、簡単にお願ひします。

○政府委員(丹波實君)　これはけさ方閣議申し上げた書類の中にも出てくる表現でございますけれども、UNITFにおきましては、歩兵部隊とは別に、各国から提供される要員によりまして

フォース・モーバイル・リザーブ、まあ機動予備グループでも呼ぶんでしょうか、そういうものを編成しまして、緊急時には機動的に各地に支援のため出動できる態勢を整えているということだと思います。私たちは、この活動のすべてを把握しているわけではございませんけれども、そういう予備のためのリザーブが参加各国によってつくられている、そういうことを言っているんだなというふうに理解いたしております。

○久保田真苗君 これは、初めは参加各国の部隊から募って、こういうものを臨時につくっていったらいいですね。しかし、今この移動特別機動隊というのでいい、トラブルのあるところへすぐ直行していくという、そういう機動性を獲得したんです。

でも、私思うんですけども、こういうものに日本は参加してくれと言われても参加できませんね。できませんね、防衛庁長官。いかがですか。

○政府委員(丹波貴君) 我々が承知いたしております、先生も御承知の幾つかのPKFのうち、そういうものがこういう名前前で存在しているのは一つでございますが、そういうものがないところもあるようでございますが、いずれにいたしましても、どういった活動をするのか、この書類だけでは私たちがよくわかりませんので、その内容をやはりもう少し詳細に把握しないと、日本としてこういうものに自発的に参加できるのかどうか、この場合お答え申し上げることはちょっと難しいんじゃないかということ、ぜひ御理解いただきたいというふうに考えます。

○久保田真苗君 お答えは難しいかもしれないけれども、もっとたくさんあるんですよ。それは、フォース・モーバイル・リザーブの指揮官、そういうところへ行く方は、多分今の場合は外国人になり将校なりが受けられるかという問題なんです。向こうはノーマルな形で来ます。こちらは、二点のリザーベーションの上で参加、それはできない

ことです。逆に言えば、日本の人がそういうものの指揮をする立場に立てるかといったら、それは立てませんわね。撃てと言えないだし、それから束ねるにしても、外国の人はここまでやらなきゃいけないと思ってるのと、そこで食い違いますよね。私、一々お返事は要らないけれども、これはできないものの一つですよ。

それから、まだたくさんあるんですよ、できないのは。要するに、拠点を守るという仕事は難しいんです。拠点は指揮官が守れということであれれば、そこは極力守らなければならぬ。もちろん武力は最終的ですけども、守らなければならぬというポジションというのがありますね。それは常駐されるものなんです。そういうところに日本の自衛隊は行かれない。

それから、そのほかにもございますね。例えば、いわゆる歩兵部隊なんですけれども、五百人とか七百人とかといった歩兵部隊ですよ。この歩兵部隊に幾つかのライフル隊というのが、二つとか五つとかあります。それは中隊ができるわけですね。それはいつも独立して動けるようにしておきなさい、つまり一つの中隊をトラブルが起ったところへ急派するというような、それは武力を使うか使わないかはそのときはわかりません。でも、ライフル隊ですからね。そういうライフル隊が要請を受けて、他国の軍隊の陥っているトラブルのところへ駆けつけられるかといったら、これもできませんね。

それから、軍司令部の基地の警備、これも各平和維持軍から募ってくるものなんです。それはそういうふうにしてあるんですよ。そして、その軍司令部、軍司令官のいる一番中心の基地、そこに日本の将校や兵隊が常駐できるかといったら、これもできませんわね。そこは絶対に守らなきゃならないでしょうね。監視所や検問所についても、ほぼ同じことが言えるんですよ。

さっき難民の防護の件が出たんですが、例えばそういうふうな考えてきますと、医療隊も難しい。なぜなら、患者やけが人、そういう人を防護

するのは恐らく医療隊の任務に入らなと思うんですね。それは自分のところの隊員ならいいですわね。だけど、そうじゃない人も、医療隊はロジスティックスでいるんならそこに奉仕することになるわけですよ。そういう場合に、それを防護するのは任務としてはないんですよ。ないんですよ。避難民の輸送、いい、必要な仕事だと思いますよ。だけど、襲われるということはありませんよ。そう言ったときに、極端な例かも知れないけれども、それはもう外国人に決まってるんですよ。決まっています。そして平和維持隊の人たちでもないわけですよ。そういう任務に日本が本当にこの状態をつけるのかどうか。そうしたら私は、やっぱりつかせるのは自衛官には気の毒だなと、これはそう思いますよ。だって、撃てと言えないんですよ。そういうことなんです。

それから、それじゃ後方支援ならできるかというんです。後方支援は、第一線、第二線、そのうちの……(発言する者多し)でも、理屈は理屈ですからね。そういうところへ行つたときに、後方支援、これは私もゴラン高原で見ましたけれども、完全に一カ所にいるんですよ、平和維持軍とその後方支援は、フィンランドの部隊に対してカナダが後方支援をして、それはもう立派なものです。だけど、一体でいるわけですよ。そういう外国の部隊と一体でいるということは、やっぱりこの留保をつける以上はなかなか私は難しいと思うんです。そういうことを考えますと、部署を守るのがだめ、いろんな人を守るといふのも難しい、それから後方支援も難しい、もちろん支援に駆けつけるというような機動隊は難しいと、こうなると何でもかんでも断つてなきゃならないというのが実情じゃないか。

これはお考え直しになった方が本当によろしいんじゃないでしょうか。防衛庁長官、どうですか。

○国務大臣(宮下創平君) 先生が現地のPKFの活動をこらんなっての経験に基づくものではございませんけれども、私ども実際にどのようなケー

スの場合に我が自衛隊を派遣できるかどうかというところは、これは要請の内容にもよりますし、また私どもは準備をいたしまして可能なケースがいろいろ考えられるわけでございますから、その中で、この法律に基づく限定の中でできる限りの努力をしていきたいというのが私は法の趣旨だと存じます。したがって、今先生の御指摘の点、一々何もできないのではないかとということにも聞かれますけれども、私は決してそうではないと存じます。

したがって、この法律の要件、これはやはり守らなくちゃならない二条件でございます。そういう二条件を付した上で、そしてその条件が満たされない、よしんば事前にこれは調査したりいろいろ必要でございます。そして、それが満たされない場合は、やっぱりこの法律に従って撤収をするというようにも大前提に考えておるわけでございますから、可能な限りの平和協力をやっていく、こういう点については何ら変わることはないと存じます。

○久保田真苗君 やれる部分というのを考えるのは結構なんです。

私どもの方でも、軍事監視団、軍事監視員まではよろうという意見もあつたんです。でも、それで研究してみますと、将来のことは知りませんが、今の状態では、軍事監視員と平和維持軍は絶対別のもとは言い切れないんです。それはミックスして行動することも多いわけです。その場合、全員が武器を持たないということならよろしいでしょう。全員が武器を持つという、そういうことが間々あるわけです。それは状況によつて、そういうふうな考えますと、どれ一つとて、これなら割り切れるというののなかなかないんですよ。黒であるか灰色であるか、どっちかなんですよ。

カンボジアへ出ていく軍事監視団は、この間、田議員が言われましたけれども、これは武器を持つということのようです。今後、平和維持軍はどういうふうになっていくのか。今までより強い平

和維持軍になるだろうというふうな見方、もう一つの見方で平和維持軍が出ている所はキプロスとゴランとレバノンだと、それは二十七年、十七年、十三年と全部焦げついている。そして結局、二百人の軍事監視員で守れないものは二千人の平和維持軍でも守れないんだという、そういうことを言う人もいます。私はどっちに向くのかわかりません。強い方に向くのかもしれません。

そういう点につきまして、まことに恐縮なんです、総理は、今後のPKOのあり方といえます、これからどういふふうになっていきそうかというふうな、そういう御所見がございますでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 先ほどから御質問を承り、また答弁を聞いておりました。

久保田委員も御理解のとおり、我々としては我々の憲法に十分な配慮をいたさなければなりませんので、したがって、この法律案に規定しておりますところは、確かにモデルが想定しているところ、あるいは各国がやっておりますところとは幾つかの点が違っております。

委員の御指摘は、そういうふうな違った建前でこの行動をやることはむしろ隊員の安全を非常に脅かすのではないかと御心配が一つ。それから、しかしそうであるとするれば、この平和維持協力活動ができるケースというのは実は非常に少ないのではないかと。あるいはまた、政治的に考えた場合にはむしろそれはしない方がいいという場合が多いのではないかと。そういうふうな点について御指摘であったと私は承っております。

しかし、しばしば防衛庁長官が答えをいたしましたとおり、それでもなお我が国に参加をしてほしいということを国連から言われ、また関係の当事国あるいは周辺国からも言われたときには、我々は政治的にそれが役に立つ。もともとこの平和維持活動は、御承知のように、国連の權威と説得によるものであって、本来武力を用いる、武器を用いるということは変則の事態でございまして、そうでないような事態には我々はやっぱり

役に立つことがあるのではないかと、全部の場合とは申し上げませんがというのが防衛庁長官のお答えであって、私はそれはやはりそういうふうな考えていいのではないかと。

実は、最後のお尋ねは私にちょっとわかりかねることでありました。今後のPKOというものが今までもより一層と危険な仕事になるのか、あるいは易しい仕事になるのか、どう思うかということは私は判断をいたしかねることでございます。

しかし、例えばカンボジアの場合、仮に本当に停戦というものが実現をいたしました場合に、その最初の方の部分には武装解除であるとかかなり危険な部分があるかもしれないという感じがいたします。しかし、難民をもとへ帰すとか、地雷の除去はどうでございましょうか、その辺から、あと行政活動、選挙監視等々は、これはそこまでまいるましたら恐らくそんなに危険なことではないのであろうと。ですから、段階によろのじやないかと存じますけど、総体的に、一般にPKOというのは今度難しくなるかならないかということには私は実は判断をいたしかねます。

ただ、申し上げたいことは、本当にそれでも国連から期待をされ、関係者からみんなどうぞと言われたときに、我々がよく考えて、この法律が許す許さないもそうでございまして、なお政治的判断でそれが賢明かどうかと考えまして、よからうという場合はやっぱり私もそれに備えておきたいというふうな考えをしております。

○久保田眞苗君 憲法を守るというその御姿勢、本当に結構なことだと思います。そうであるならば、私はやっぱりこの答えはただ一つだと思っております。

それはどういふことかといえますと、そのような任務のために武器を使うことを最終的には期待されている職業には、その種類の業務にはつかない、これあるのみだと思ふんです。政府の法案は大変苦肉の策なんです。それは御苦労はよくわかるんです。だけれども、残念ながら整理の仕方が間違っているんじゃないかと私思ふんです。それは、こういうふうなためにめだたにみんな全面的に軍事面に出来ることにしておいて、それを欲張っておいて、そしてその任務に含まれるであろう最終的な手段というものはこっちの法律で与えてないんです。私は、その整理をやめて、こちら憲法を守る二点、これはなければいけません。いけませんけれども、この任務にそうした任務上最終的に期待される武力の行使といふものを含まない仕事、それだけに出るべきだと思ふんです。その分野は非常に広く、大きい。そして、日本はその面でパイオニになれるんじゃないか、そういうことを私はこれからちょっと社会党の方にも質問しましてそれをやってみますけれども、まず総理は、そういう整理の仕方もあるなどはお思ひになりませんか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 今おっしゃいましたことは私よくわかって伺っていたんですが、武力の行使とおっしゃいましたが、そう言われましたか。

○久保田眞苗君 はい、そう言いました。

○国務大臣(宮澤喜一君) 私は、そこを武器の使用といふふうに申したい。と申しますのは、そういう御整理はわかりましたけれども、それでも従事している人にはやっぱり正当防衛の立場だけは与えてやりたい、そういうふうには私は思っています。そういう整理ならばできるといふことです。

○久保田眞苗君 この法案では、文民に至るまで小型武器の貸与ということになっていきますので、私でも行けばピストルを撃つかもわからない、そういう立場でございいますから、これは慎重にならざるを得ないんです。現に、公務員の方がたくさん請願に見えますけれども、我々はこのいうところへ無理やり武器を持って行かされるんだ、しかも自衛隊と一緒に。こういうことは嫌だと、それは非常に大きい声でございいますよ、やっぱり近ごろ請願がいっぱい来ますので。

それで、私は社会党に質問します。社会党に伺いたいのは、社会党案は非軍事・民生・文民という分野での貢献という太い三本柱を通して、積極的な人的貢献を目指しているんですけれども、その実施の主体となるのが平和協力機構という機構を設置するという一種の設置法になっているわけですね。その機構についてどういふこと、役割ができるのか、そこを少し聞かしてください。

○委員以外の議員(篠崎年子君) 久保田委員に御答弁申し上げます。

ただいまお尋ねがありましたように、我が国は平和憲法を持っております。それで世界協力に對しましてパイオニア的な役割を果たすということが一番大事ではないだろうか。そこで、社会党が考えておりますのは、先ほどからお話がありますように、非軍事・民生・文民ということでございます。そういう気持ちを含めまして国際平和協力機構というものをつくらうといたしております。

この国際平和協力機構の第一は、常設の機関であるといふことでございます。第二には、要員については常に一定の人数を確保し、国連等の国際機関の要請に即応して、医療、建設、通信、輸送その他広範なPKO活動及び人道的救援活動ができるように組織的訓練を行うということでございます。そして、そのような専門家チームも派遣できる体制を整備しよう、そういう気持ちでこの法案をつくっております。

以上でございます。

○久保田眞苗君 国際協力のあり方の問題なんですけれども、確かにそれは自衛隊は自活できますね、自活の団体でしょう。だけれども、そういう意味からいいますと、国連でも、難民高等弁務官事務所の人たちは文民だけれども自活ができるような訓練を受け、そのようにしているわけなんです。ですから、文民を使って訓練をするということによつて、私は、これに役立つ技術を持っている人々をたくさん常設の機関として、すぐに間に合

う機関としてそれだけのものを日本が持てないものだろうかと思うんです。

もう一度、社会党に伺いますけれども、社会党の法案はどうしてこの仕事を外務省の所管にしているのか、伺いたいと思います。

○委員以外議員(篠崎年子君) お答えいたします。

外務省の所管といたしましたのは、JICAを初めとして外務省所管のもとで国際協力については一定の専門的な蓄積がありますので、この点を考慮いたしました。例えば青年協力隊活動等もございまして、そのような意味合いでござい

す。

○久保田真苗君 それじゃ、ちょっと大蔵大臣に質問をさせていただきたいんです。

これは、まず先に外務大臣に伺う方がよろしいんですけれども、今度の国連総会で、日本の提案でECが協力して武器移転に関する報告制度、登録制度というものが採択されました。これは総会の冒頭で、前の外務大臣が演説の中で非常に大きく宣伝しまして、そしてこれができれば日本は自分の協力をと、もう少し大きく言ってもいいと思っただけなんです。応分の協力をするとやっているんです。せつかくこういいうい制度があるので、私は何とか外務大臣にそれらしい財政的な援助を頑張っていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 過去の経過でございますが、御指摘のような平和保障のための基金につきましては、資金の使途ですね、使途、目的それから規模、財源、こういうようなことについてはまだはつきりいたしておりません。国連が行う安全保障のための活動でありますから、これは速やかにそれが実行できる程度の資金規模を常に用意しておくという事は理想ではございますが、現実にはなかなか難しい。しかし、そういう制度はあった方がいい。

御承知のとおり、我が国内でも何か突発事故が起きたときに多少の余裕を持っておった方がいい

じゃないかというように、新聞に出てくるような国際貢献税とか国際貢献のための何か基金という話が出たんですが、結局は財源との裏腹です。財源の方は賛成できないということになれば絵にかいたもちになっちゃいます。なかなか難しい、実際は。ですから、もう少し様子を見ないと、日本だけ請け合ってやるわけにもまいりませんので、そういう方向で将来国連が一致するようには、これは忘れないで、小さく産んで大きく育てるという方法もありますから、そういう方向でイニシアチブをとっていききたいと思っております。

○久保田真苗君 これは、日本が京都の軍縮会議で国連を招いて、その席でさんざん討議をして、そしてそのあけく日本が持ち出して演説をした、そういういわく因縁のあるものなんです。たまたま今いっしょやるのは、日本から行っている事務次長ですけれども、別にそうだからという意味じゃなく、非常に熱心にこの登録制度、武器移転をできるだけ自願させていくというその目的、それがなければ湾岸はまた起きます、そういうことでやっている。そのためにはたくさんの上国に協力してもらわなきゃならない。そういう仕事のために資金を一生懸命獲得しようとしているわけなんです。ですから私、それがもうここ二年ぐらいたっているお話なのに、防衛費やODAはさばさばと入るのに、どうしてこんなわずかな、七億円ぐらゐのものだと思えますよ、実態として。登録制度をやって、そしてそれを軍縮の会議で方々に、アジアやアフリカやそういうところへ持ち込んでいくという、そういう国連の仕事なんです。

私は、今国際貢献税が云々と言われているんですけども、それはいきなり出てきたことで反発もございまして、私が申し上げているのはそうではない。国連の中に基金をつくらなければいけません。それはそんな一兆三千億円だなんて巨額なものじゃないんです。五億、十億円、そういう単位のもので。それにもう少し今度P KOの方に

もお金を出すというように、日本は随分出していただきますけれども、特に軍縮の問題には、提案者なんだからとこれはやってほしいな、そういうことなんです。

それで、大蔵大臣にお願いしたいと思っております。大蔵省の官僚の方は非常に誇りが高い。高うございまして、絶対に修正は受け付けません。それは未だまでの恥辱だと思っていらいっしやるらしいんです。だけれど、このように国際変動のある社会ではやっぱり国会で、社会党もシャドーキャビネットでも頑張っているところなんです。ぜひそういったいい提案があったら予算の修正にやぶさかでないで、柔軟にそれを考えていただけて、何も大蔵省が基金をプールして持つ、それだけじゃなくて国連にも渡していく、そういう方向でひとつ考えていただけないかと思っております。

そうでございますと、余りにもアンバラなんです。どれくらい苦勞してもこの平和のお金というのは外務省や国連じゃなかなか集まらない、そういう問題がございまして。それは要するに、経済にすぐに直結しないから、そういう事情があるんです。私、ぜひ国際貢献税とか何とか出してきたことから、それは方向を変えてそっちに持っていく方がいんじゃないかと思っております。大蔵大臣にひとつ柔軟な対応をお願いしたいと思っております。

○国務大臣(羽田孜君) 今のお話のございました国連の負担でございますけれども、私も日本は、国際的には実は相当大きな負担をしておるといふのが現状であるということでございます。そういう中で、日本はともかく平和をつくり出そうということについては積極的にやっています。また、国連中心の外交を進めるという考え方のもとに、そういうものが今日まで組まれてきたというふうに私は承知いたしております。

なお、今お話のございましたのが具体的にどう出ているのか、ちょっと私もつまびらかにしないので大変恐縮でございますけれども、いずれにしても、そういう問題についてまた外務省と

も話し合っているというふうな思っております。

なお、修正というのは一切行わないというお話でございますけれども、予算というのは歳入と歳出というぎりぎり折衝の中で詰めておるというものが現状であります。この予算編成するに当たりましては社会党さん初め各党の皆様方、代表の方々に、特にこの間はシャドーキャビネットの方も御意見をいただきまして、幾つかの御要請というものは実は承っております。ですから、私どもはそういう皆様の御意見をただ聞き捨てにしているということじゃございません。お話を伺いながら、この中で生かせるものというのは私どもの中でも吸収しながら予算というものは編成されているというふうに考えておるところであります。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 先ほど私がお答えしたように、既にこれはもう設立されて、日本も金を出しているんです。だからどういいうふうなことが、事務的にちよつと説明させていただきます。

○政府委員(丹波重君) 先ほど先生がおっしゃった、まず通常兵器の登録制度の絡みで前外務大臣が国連総会でも申し上げたけれども、先生がお触れになっておられるのは、まさに登録制度が開始された場合にデータを国連が集めるためには日本としては協力してまいりたいということをお願いしたわけで、この点を先生はおっしゃっておられると思っております。先生のおっしゃっておられるとおりでございます。この点まさに日本は応分の協力が行えるよう努力しておるわけでござい

ます。

それから、御承知のとおり、P KOの財政につきましてはこれは国連の、もし通常予算で賄われる場合には、これは国連本部の予算が回るわけですし、特別分担金につきましては、日本の場合には通常予算と同じように現在のところ、一・三・八%を支払っておる。それに加えて自発的拠出金も出していることは御承知のとおりで、さらにそれに加え

まして平和維持活動強化基金というものを国連に設けまして、これまで平成元年度予算で二百五十万ドル、平成二年度予算で二百五十万ドル、それから平成三年度予算では一千万ドルを予算計上しておるといふことも先生御承知のとおりだと思います。

今後とも努力してまいりたいと思いますので、ぜひよろしく御理解方お願い申し上げます。

○久保田真苗君 今の法案に戻りまして、これは結局自衛隊だの、それから各関係省庁だの、志願してくる人だのを一応入れることになっているんですが、私ども一つ気になるのは、随分長くなるということもあり得ることなんでしょう。そしてまた、今回、国会承認について二年も手を縛られるというようなとんでもない修正案を衆議院から送ってきたんですけれども、そういう期間を予想しておいでなのかどうか。

そして、そういう場合に、私一週現場を見ましたときに、一つはオーストリアの平和維持軍なんです、ゴランから、オーストリアですから比較的距離は近い、それをやっぱり時々家族のもとに帰すというそのことについて政府が、国連は出しませんから、オーストリア自身が手を出してそういうことをやらせる。また、非常に景色のいいところへ家族を呼び寄せていく、そういう手当てをしている。また、フィンランドは将校なんかでは、長い人は家族を連れてそこに住まわしているというふうな、そういう配慮もあるんです。日本の場合にはそういう配慮は考えられるんでしょうか、どうなんですか。

○政府委員 野村一成君 ただいま御指摘の点、特に外国の例というのを参考にして考えていかなければならぬ点であろうかと思えます。これまでの例におきまして、PKOに派遣される要員は比較的短期間の半年から一年という間で交代を行っていただくという形でございまして、今後現実に業務に従事する場合には、特定の個人の派遣が長期にわたるのやっぱり避けるべきではないか、そういった配慮をしていく必要があるかと思えます。

また、家族との交流につきましても外国の例も参考にする必要がございますけれども、要員に関する情報の提供とか、基本的には御家族に安心して留守を預かっていただくような配慮を十分にしたいと思っております。

○久保田真苗君 情報の提供とか、そういうこともいいんですけれども、それは人間に変わらなれないと思うんですね。やっぱり随分大変な土地へ行く場合もあるわけなんです。

それで、真珠湾五十周年だというのでいろいろ問題が出てきますね。やっぱり過去のことを反省の材料にして、そういうことにならないような手を打つということは必要だと思っております。

それは、例の従軍慰安婦の問題なんです、何と日本の中だけじゃなくて、ビルマからも慰安所の問題が出てきた、フィリピンからも出てきた。その当時、日本軍の中で非常にそういう女性の凌辱というようなことが起こって、その結果そういうことをやったというふうな、そういう資料が余りにもこのところどつと出てきたんです。官房長官も近ごろやつと大分こつちに関心を持っていたというふうな、やつの、これはどういふふうにお進めいただくかお決めたいたいたでしようか、調査をするとかそういうことを。その後まだ決まっていらないでしようか。

○国務大臣(加藤紘一) 久保田先生お尋ねの点は、多分、政府は調査をする体制をいかに決めたかという点で、その調査をする体制をいかに決めたかという点でないかと思えますが、十二日に内閣官房で石原官房副長官が主宰いたしました、資料が集められるだろうと推定されます関係六省庁、具体的に言いますと外務省と文部省と厚生省と労働省と警察庁と防衛庁でございまして、その担当の人間が副長官のもとに集まりまして、これからどういう調査体制を、さらなる調査体制をどう持つていくかということをお話しして、また今各省庁で検討しておるところでございます。

○久保田真苗君 ひとつ、韓国でも核が取り去られたというふうな、なかなか抜く手を見せぬやり方をいたしますので、ぜひお急ぎいただきたいと思えます。

私、何でもこんなことを持ち出したかという、こんなことは古いことだとは言えないんです、ね。古いことだとは言えない。最近、もしかして新聞等でお気づきかもしれないんですけど、エイズ予防のポスターというのがございまして、そのエイズ予防のポスターを見て女性議員が大変憤慨しまして厚生省へ申し入れを行ったということがあるんです。私は、やっぱりこのアジアの近隣諸国の問題を考えますと、こういうことは心配だなと。こういうポスターなんです。(資料を示す)

これは堂本議員、この間厚生省へおいでになったかと思っておりますけれども、ひとつこういう経過と皆さんの意見をちょっと御紹介いただけますか。

○委員(堂本睦子君) お答えいたします。もう笑っていらつしやるんですけれども、次元の低い話にしたいかと思えます。例えばノルウェーなんかでしたら、総理大臣も女性、そして閣僚の半分が女性、そしてここに座っていらつしやる方の四〇％が女性のような国だったら、恐らく今のようないつていらないで、存じます。私も、きょうこの話が出ますときに、そういう次元で、笑いが出るとな次元でこの話はしたくない。今、久保田さんもおっしゃいましたように、朝鮮の強制連行された慰安婦の問題と全く私は共通していると思っております。

これは、ぜひしっかり報道の方にも見ていただきたいのです。男性がパスポートを持っている写真、日本は発給禁止法がございまして、けれども、外国の女性については、これは途上国に対しての大変差別であるということで、男性からも女性からも余りにこれはひどいというこの訴えがあつて、私たちも現物を見て、「いつてらつしや

い。エイズに気をつけて、こういう言葉で、余りにもひどいということで、パスポートを持った男性のポスター、これは国際的な差別、それからもちろん性の差別でございます。そしてさらに、エイズの患者さんに対しての差別であるということ、これを取り下げていただきたいというお願いに参りました。そして、内容としてはむしろそうではなくて医療対策の早期の確立をお願いしたい。

しかし、それに対して、きょうは厚生大臣がいらっしゃらないのは大変残念でございますけれども、厚生大臣から何か特に文書が回ったかどうか存じませんが、それぞれの自治体で、大体二十一の道府県で、例えば北海道、長野、大阪、千葉、神奈川県、山口、福岡、熊本、長崎、佐賀などという都道府県ですが、これはもう一切張らないというこの決定がなされました。

しかし、この中にある意識と申しますか、こういうポスターができて、少なくとも全国にも配られていくわけで、それを知らんになって、企画して配られるということが、久保田議員が今ずっとおっしゃったことの構造の中で、私たちは意識をもう一度考えなければいけない。単にPKOで貢献するということ、しかしそれを担う一人一人の意識がどういふものかということを改めて考えております。

○久保田真苗君 ありがとうございます。

総理、女性は一ツ余分のことを心配しなきゃならないんです、いつでも。こんなことは本場に私失礼なことだと思っておりますけれども、でもこれは明らかに、パスポートを持ってどこかへ買春に行くというそれなんです。いつてらつしやい。エイズに気をつけて、これは奥さんの言葉なんです、きょうもこのエイズ予防防犯の理事長さんの言葉なんです。こういうものがないポスターだと、人目を引くポスターだと思われませんか。結局、この間も労働大臣がフィリピンから見えて、もう日本には若い女性が出稼ぎに行

かせない。向こうもやせ我慢ですけれども、そんなことまで決めるというふうな状態でございます。やっぱり私、これは日本の風土だろう、それはこれからも続くだろう、そういうことを思うわけです。

でございますから、私、何もオーストリアやフィンランドの例を引くまでもなく、そういうところに何カ月、何年というふうな人を派遣していくときには、政府は当然そういう人たちの家族とのなるたけ密な接触を考えなければならぬ。そういうことを考えていただかせんと、終戦直後、基地の周りはいろんな特設街がいったいというふうな、ああいうことが当たり前だというふうに思わないでいただきたい、こう思うわけでございます。日本では売春は禁止されているので、こういうものは外国へ行ってしまえばあとは野となれ山となれというふうな、これは問題だと思えます。

別にお返事はしていただかないでも結構なんですけれども、もし御感想があればお聞かせいただきたいと思えます。

○委員長(下条進一郎君) それじゃ、久保田委員、厚生省から局長が来ておりますが、先に答弁させていただいてよろしゅうございますか。

○政府委員(寺松尚君) お答えいたします。

エイズ対策というのは非常に重要な問題でございます。今世界で四十二万人にも患者がなっております、それで何百万という方々が感染をしておるというふうな実情でございます。WHOを初め世界を挙げてエイズの防止に努めておるところでございます。

我が国におきましては、現在、私どもは六十二年の二月に関係閣僚会議で御決定いただきましたエイズ問題総合対策大綱というものに基づきましてエイズの予防対策を進めておるところでございます。

今、先生御指摘のポスターの件に関してでございますけれども、最初触れさせていただきましてように、最近エイズの問題が非常に脚光を浴びて

おりますが、我が国におきましても異性間の性的接触、通常のセックスによります感染の増加でございますとかあるいは海外で感染する事例が非常にふえております。そこで、そういうようなエイズの状況を踏まえまして、私どもは一層この対策を進めなきゃいかぬ、こういうことに考えておるわけでございます。

そして、今先生御指摘のような趣旨でこのポスターをつくったわけではございませんで、先ほども申し上げましたように、エイズを何とか防止したい、こういうことで私どもの所管しております財団法人でありますエイズ予防財団が作製したものが御承知のように十二月一日でございますが、一斉にキャンペーンをやるというところで出したわけでございます。

○久保田真苗君 私は、これはエイズ財団の問題かと思つていたんですけれども、厚生省も御承知でございます。これは政府の機関でして、売春防止法というのが日本にあるわけでございまして、そういうものを無視したような、これはとても公務員にとっては許されないポスターですよ。こんなのはもうやらないと、全部これは回収していただきたいんですよ。どうなんですか。

○政府委員(寺松尚君) お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、私どもの趣旨は、そういうふうなエイズを予防するということが目的でこの財団をつくり、財団がやりました事業でございます。このエイズのポスターが出ましてマスコミに非常に取り上げられて、その中でいろいろ賛否両論いろんな御意見をいただきました。その後、予防財団の受けております電話等照会も五割増しから二倍ぐらい毎日増しております。そういうふうな非常に御関心が高くなっておりますということがございますので、私どもはいろいろの御意見を承りながら、国民各層の御協力と理解のもとにこのエイズ予防対策を進めてまいりたい、このように考えております。

○委員長(下条進一郎君) ちょっと局長、今の委員の御指摘は、このポスターをいかに処理するかということが大変なポイントなんだから、責任を持ててそのことの処理を説明してください。

○政府委員(寺松尚君) 今、私ども都道府県等に予防財団から送っておりますわけですが、いろいろ各県でお取り扱いが違います。そこら辺でいろいろ私どもも都道府県と御相談しながら考えてまいりたい、このように思っております。

○久保田真苗君 公の立場を利用して法律にもとるようなことを、ポスターを出して女性を侮辱する、私これはまた問題にしなければなりません。もう一日も早い回収をお願いいたします。

総理、私、やっぱり政治的にもそれから法律の上からいっても、これは公的なポスターとしてはまことにふさわしくないものだと思うんです。いじゃないかということではないと思うんです。ね。私、こういうポスターが二度とつくられないようにぜひ総理のお力も拝借したいと思うんです。いかがでしようか。

○国務大臣(宮澤喜一君) エイズ予防財団がまじめな意図を持ってつくったポスターには違いないと思えますけれども、今、久保田委員がおっしゃいますように、それがまた別の極めてシリアスな問題を起しておるとすれば、果たして全体としてそこをどう判断すべきか、御発言の趣旨はよく厚生大臣にも私からお伝えいたします。

○久保田真苗君 一日も早い御処置をお願いいたします。

国際協力のあり方について、あと少しの時間になつてしまいました。そんなに日本は人的貢献がこういういろんな要素を含んだ法律を一遍に出さなければ何にもできないのかということなんです。実際問題として法律がなくてもできることもたくさんございます。それから、個別の法律によつてやることのできるものもございます。そういうあらゆる可能性を探っていただきたいと思うんですが、その中でみんなの合意のあるところは、何といつても自衛隊はこの際やめていただい

て、文官、文民の常設機構、大きいものである必要はないけれども、そういうものをつくっていくのが一番安定するというところで社会党の方からお願いしたんですが、幾つか私も申し上げたいと思うんです。

それは例えば、ドイツの例になるんですが、ドイツの場合はナミビアと中央アメリカのPKOに、シベリアンというのはいろんな職種があると思うんですが、相当数のシベリアンを送っているんです。ナミビアの場合は、車、フォルクスワーゲン、何百人単位の選挙監視や警察やそういった人たちが行っている。もちろん日本も選挙監視を出しました。ですけれども、これはフォルクスワーゲンなんかを出すということは、日本が今車でもっていろいろな経済摩擦もあるというとき、やはりこういう形の貢献ができないものだろうか。湾岸の多国軍には四輪駆動車八百台をばあんと海上で輸送したわけでございますから、国連に対してこういった日本の車を提供することは恐らくできるんじゃないか。

それで、聞いてみました。国連は入札なんじゃないかと。入札だけれども、それは一定の分担金を満たした後は品物で寄附していただくというのが最もありがたいことなんだ、特に日本のような国はそうなんだと。これは九月のPKOのシンポジウムで、国連のフィールド・オペレーション・ディレクションのディレクターの方が特に会場で発言して、現物で、インカインドで御寄附いただけたらというのがすぐに間に合つてありがたいんだということを言っておられたという発言もございました。

また、私どもも去年、国連議連で、二階堂さんが会長のあれでございますけれども、やはり去年の段階でグリーンディングさんにお会いしました。そのときに、非常に文民の提供ということに好意的でございます。例えば西サハラは、医療は文民で担当できる。それから事務総長は、もちろん財政面は期待されるのも当たり前でしようけれど

も、文民の面で活躍できる国として重要視をしています。ですから、そういう面へぜひということ、今私が申し上げたナミビアのドイツの貢献のほかに、ナミビアではスイスの医療チームが、これは退役の軍医さんが主だと思えますけれども、そういう方を活用した。それは、軍人であるよりは、政治的な配慮から文民が歓迎される場面であったということだと思います。ですから、文民の活用というの大きいにあるわけでして、PKOにとって文民は本当に枝葉なんだという考えは私は間違っているんじゃないかというふうに思うわけです。

また、スウェーデンに行きましたときに、待機軍の方で、UNIFILはスウェーデンは後方支援を担当しているのをごいいますけれども、平和維持軍を出すのに比べて後方支援は、車三百五十台、五十三種類、そういった車の調達、部品の補給、修理というものを含む小国にとっては大変困難な仕事なんだというお話も聞きました。そして、車はほとんどすべて老朽化しているという実情でございます。

また、ナミビアも、車と通信設備、それからとりあえずの宿泊施設、それが一番困ったというお話も聞いておるわけでございます。

私は、日本はやる気であれば非常にやる最も幅の広い産業と技術を持った国だと思えますので、政府におかれましてはぜひ文民のユニットをどこかにつくっていただくということをお願いしたいと思うんです。

本当のことを言いますと、PKFは提供国が多いわけですね。軍事監視員も提供国は多い。それは、軍人は有事に備えて大体すべてが待機軍だからです。出しやすい。出しやすいけれども、受ける方にとっては受けやすい場面もかなりございます。そういう意味で、一九四八年にスタートしたPKOが、これだけ四十年もたつて、そして今さら平和維持軍に出すということがそんなに先進国として立派な、胸を張って自慢できることなのかどうか。そういうことを考えますと、やっぱり

コスト高になる文民のいろいろな面の技術者ということを中心に考えていただきたい、こう思うわけです。これはどなたに伺ったらいんでしょうか。外務大臣、いかがでしょうか。

○政府委員(丹波實君) 事務的に。

先生が今おっしゃった基本的な流れはおっしゃるとおりかもしれませんが、他方におきましてPKO全体を見ますと、文民による活用の分野はむしろ重要でございます。しかしながら、やはり括弧づきの軍人、各国の軍人さんが行っている分野も非常に重要でございます。まさにそうであればこそ、今先生がおっしゃったドイツとかスイスもこれから立法をして、それを通じてまさにPKFの分野でも貢献していこうという、そういうことをしようとしておるわけでございますので、そういう意味でやはり両面ではないかというふうに考えてこの法律を出しておるといのが政府の考えでございます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 特別つけ加えることはございません。

○久保田真苗君 ただ、自衛隊を出していくというところにつきましては、私は国民的合意がないと思うんです。そして、これを受け入れる国際社会にとつてもまた、必ずしもたやすく歓迎できない面もあるんじゃないか。そういうところへ無理無理に出ていくということについて、私はやはりそれは国民合意を待つ、そういうふうにしていただきたいものだ、こう思うわけです。

もう一つ、カンボジアなんですけれども、これは、私は一例として申し上げるんですが、カンボジアの先遣隊でUNAMICというのをごいいます。二、三百人が出ていっているというのなんですけれども、こういうものを見ますといろいろな面の必要があるわけでございます。もしかしたらこういうものはもう要らなくなつて、つまり要求が満たされているのかもしれないんですけれども、これから先も長いことでございますし、やっぱり後方支援は文民が担当しており、そしていろいろの意味でいろいろのニーズがあるわけ

でございます。

それで見ますと、例えばいろいろな必要な品物なんかを書き出しているわけですが、これは日本はもうカンボジアの分の拠出金はお出しになったのをごいしましたでしょうか。

○政府委員(丹波實君) カンボジアにつきましては、先生よく御承知のとおり、二つの活動が問題になるわけです。一つは、既に設立されたカンボジア先遣隊、それから今後、来春にかけて展開されていくであろうUNTAACでございます。後者についてはまだ設立されておらないわけでございますが、以上の二つのいずれにつきましても、総会は財政面の決議はまだいたしておりません。したがって、日本府としてまだ割り当てが来ておりませんので支払ってはいけません。

○久保田真苗君 UNAMICについては幾つかの国がいろいろな形で既に拠出をしております。そういう意味で、これはボランティアなもので、自発的にやれるものなんです。何も分担金を言ってくるまでじっと待っていることはないと思うんです。もしやる気があるのであれば、この法案がこの国会で成立しないなどということでも何にもしないということではなくて、例えばここにUNAMICにとつて必要な、まあ一番先遣隊です

から大したことはないけれども、セダンが十八台、四輪駆動車二十七台、ミニバスが八台、アンビュランスが二台、トラックが七台、トレーラー車が七台、フォークリフトが二台というふうに必要なものをごい出してきておるわけですね。

こういうものを予算措置で政府調達をして出す。これは例ですよ、例ですから、これはもう満たされたかもしれない。だけれども、そういうことはできないでございませうか。外務大臣、そういう考え方はできないものなんではないか。

○政府委員(丹波實君) 事実関係でございます。恐らくUNAMICの場合には、調査団の経費

を出した国は既にあるかと思えます。このようなPKO活動の場合、日本は出し決つて行動しているつもりは決まっております。先ほど申し上げましたような平和維持活動支援強化基金というものを国連の中につくりまして、例えば最近のケースですとUNIKOMですね。UNIKOMが設立されたときは、日本は恐らくどの国よりも早くその基金の中から百万ドルを立ち上がり経費として出しておるという例もあるわけでございます。

それから、先ほど先生、何度かいろいろな活動との関連で物資面における協力のことをおっしゃっておりますが、財政法との絡みでやはり物資供与というのは法的な根拠が必要でございます。そして、そういう意味で今お出し申し上げておる法律の中では物資供与ができるような仕組みも中に入れているというふうなことになるわけでございます。

○久保田真苗君 そうしたら、この前、多国軍に八百台も車が出ていったのは、あれはどういう根拠なんですか。

○政府委員(丹波實君) もし、私の記憶に誤りがありまして訂正させていただきますけれども、私の記憶では、日本政府がGCCというところの各国がつくった基金の中に資金供与を行つた、その中から関係各国が物資の買い付けを行つたという形で、そういう間接的な方法がとられておるといふことでございます。日本の直接的な支援というものはGCCに対する支出であるというふうには理解いたしております。

○久保田真苗君 いろいろな予算措置でもとかく九十億ドルなんというのはほんと出るんですね。それで、本当にこういう形での寄与、それから例えばこれに自動車整備士がついていったっていいわけでしょう。そういう人たちは民間にもたくさんいるし、自治体にもたくさんいるし、国の機関にもたくさんいるわけですね。そういう人たちに車についていたっていただくように少しづつやっていったらどうなんですか。そういうやり方は

できないんでしょかね。
○國務大臣(渡辺美智雄君) これは、カンボジアは必ずしも治安がよくないですからね。だから、募集したからすぐ民間の人がどんどん出てくるというように実際になかなかならぬと思うんですね。しかし、行きたいという人もそれはおるでしょう。

それからもう一つは、先生がおっしゃったように、仕事が遅いと言われることが時々あります。法律上の不備もございます。あの八百台の車は、本当に素早くやっとならぬとされておるんですが、あれは業界を指導しまして、まあ売るわけですから、実際に手が決まらないうちに各自動車会社が協力して積み込んで、船で走っているうちにだれと契約するか後から考えたみたいな話だった、確かに。私はよく知っていますから。だから、ああいうような臨機応変の措置がとれるのは民間であつて、国の場合は、いろいろな湾岸のものはほんとと出ると、こうおっしゃいましたが、ほんとどころじゃなくて、これは国会で皆さんに大變御審議をいただいてやっとならぬ間に合つて三月末に補正予算が通過したということなんです。

だから、やはりもっと機動的にできることを少し考えておくということは必要じゃないかと。そういう意味で國際協力の基金みたいなものがあつたらいいということが今回出たのも事実でございします。しかし、余りに唐突だということもありません。一応今回はうまくいかなかったわけですが、そのうち御協力を得て考えたい。——いや、今、関連した話ですから、そのように思っております。

○久保田真由君 欲張り過ぎると何でもだめになるということだと思ふんです。

最後に、この問題について、これは武装した自衛隊を海外に出すということなんです。これはP K Oだけじゃなくて、むしろ、人道的救援の面では事務総長の定める武器の上限もない、こういう法案で本当に政府だけの判断でP K Oに出し

ていくということは私は間違つていふと思う。総理は盛んに、これは國連の權威と説得によるとおっしゃるし、また個々に、一つ一つ出していくときには高度の政治的判断が必要だとおっしゃっているんですね。ですけれども、私は、それは高度の政治的判断であるとともに、その政治的判断はやっぱり國民がするということ、そのことが今最も必要なきじゃないかと思ふんです。

私、憲法の前文など引いてみたいと思ふんです。それは、日本國民は國會を通じて行動し、そして再び政府の行為によつて戦争の慘禍を引き起すことのないようにする、こういう出だしになつていますね、憲法は。してみますと、皆様が閣僚席にお座りになつて、いえ、國會の承認は要らないんだ要らないんだとおっしゃるというところは、まことに失礼ではございしますけれども、結局、容疑者が、調書はおれが書く、判決文もおれが書くんだ、黙つていらつしやいというのと同じなんじゃないかと思ふんです。

私は、この平和と軍事の問題については、まさに憲法の言つてゐる權力というものはどうしても容疑者になる、そのお立場をしつかりと踏まえていただいて、ぜひ——國會もまた無責任だと思ふんです。國會も、國民を代表するのは國會なのに、こんな大事なことについて、その權利を放棄し、國民に対する義務を放棄しちゃつて、そしてこれは自分の派閥がこうなんだからこうするんだというふうなことでは、私は國民への責任は全然果たせないと思ふんです。やっぱこれは、シビリアンコントロールだということけれども、この軍隊がどうなるかという問題はまさに憲法の問題で、そしてそれはポピュラーコントロールでなければならぬと思ふんです。

でございしますから、これには國民の合意が必要であり、國民の合意を最も直接あらわすべき義務を負つたものはこの國會であるということとをどの党の方も考えていただきたいし、政府の保証はこの場合は何の担保にもならないということをしつかりと考えていただいて、このことが成就しない

限り、そしてまた、憲法が守られるようなそういう任務を日本が選んでやらない限り、これは最も國連の權威を傷つけ、自衛官を憲法破りの非常につらい立場に追い込み、そして國民を裏切る、そういう法案だと私は思ふんです。ぜひ整理し直していただいて、この整理の仕方ではなく、任務を整理するということにおいて出直していただきたいと強く要望しておきます。

○永野茂門君 最初に、総理に御質問いたします。多言を要しないことでありますけれども、世界各國は今やあらゆる面で深く相互に依存し合つております。軍事面を見ますと、兵器の性能、効果、そして影響する範囲は一地域ではなくなつております。大變に広範囲にわたります。世界は、すべてとは言いませんけれども、多くの重要な問題が世界的な解決を要する、対応を要するということになつてきております。

特に、安全と平和を維持する、あるいはまた戦争を防止し抑止するということは、一国ではもちろん難しく、また多数國による同盟關係においてこれを十分に達成することはできないのであります。今やまさに集團安全保障、特に國連のそれになつてきつてあります。米國も湾岸危機以降の傾向を強め、世界はますますその平和の維持について國連に依存する傾向を持つてきております。資源小國であります我が國は、その生存と發展を世界の平和と安定に強く依存していることは明白であります。一局地の事象といえども、我が國が安全保障に重大な影響を及ぼしてきております。

こういう意味で、我が國がP K Oに参加することとは國連の一員としての当然の責任の遂行であり、そしてまた大國としての当然の役割分担であります。そして、正義のために危険を分かち合ひながら、かつこれを克服しながら、苦楽をともにして世界の平和に貢献するということは、我が國が孤立することなく名譽ある地位を占めるのに極

めて重要であります。もしこの道を誤るならば、つまり危険を分かち合ひ、そしてこれを克服することをやめるならば、大變にひきよな者として世界から孤立することは間違ひありません。このような意味において、総理はこの我が國のP K O参加について、あるいはP K O法案を成立させてそれを準備することについて、國際に對する我が國の貢獻あるいはまた我が國の安全保障等についての意義をいかに意義づけられるか、御所見をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(宮澤喜一君) 所信表明演説でも申し上げましたとおり、新しい世界の平和秩序が構築せられるに当たつて、國連の役割に期待するところは非常に大でございします。また、我が國が湾岸戦争の際に體驗をいたしましたように、國連安保理事會が事態の處理に当たつた場合、我々として何もしないわけにはいかないという國民的な關心があり、財政的な貢獻を大いにいたしました。それがだけでは足りない、やはり人的貢獻もという声が高うございしました。

しかし、我が國には憲法でできないことがございします。できないことはできないこととございしますが、できる範囲ではできることは最大限にいたさなければならぬ、それが國連に對する我々の本當にまじめな協力の方法であらう。そういう見地から、國連の平和維持活動に對して、憲法で許されることをこの法案を御成立いただいて道を開きたい、こう考えておるところでございします。

○永野茂門君 次に、防衛庁長官に承ります。以上のような重大な意義を持ち、そして、したがいましてこれは自衛隊の重要な任務になつてくると思いますが、自衛隊法上これをいかに取り扱うか、現在百条で取り扱つておりますが、それについて承りたいと思ひます。

○國務大臣(宮下創平君) 御案内のように、自衛隊法三条におきましては、本來的な任務といたしまして、直接侵略及び間接侵略に對しまして我が國を防衛することを主たる任務として、必要に応じて公共の秩序の維持に當たる、このように自衛

隊の本来の任務を規定してございます。

一方、今総理からも御発言がございましたように、このPKO、国際平和協力業務につくという事は、大変これは重要なことでございます。しかしながら、これに参加するに当たりましては、自衛隊が長年にわたりまして蓄積してまいりました技能、経験、組織的な機能の活用を図るということでございます。また一方、このことは、国連の要請に基づきまして我が国の判断で国際的な平和協力業務をやるという点等もござりますので、私どもとしては、本来的な自衛隊法三条の改正を要しないということで、第八章に規定されておる業務と同様な位置づけを行ったものでございます。

今申しましたように、PKO活動への参加は、これからの新しい時代の大変重要な任務であるということとはもう間違いないことでございますけれども、こうした点がござりますので、いずれにいたしましても、自衛隊法の三条を改正いたしました自衛隊の存立目的を定めるかどうかといったこと、つまり変更を行うためには、我が国における自衛隊の位置づけの問題、あるいは我が国における自衛隊とは一体何なのかということについて、防衛庁あるいは政府内部はもとより、国民的な議論を経た上で行うことが適当である、このように考えております。今直ちに三条に規定するということとは適当でないと考えております。

○永野茂門君 十分御検討をお願いしたいと思っております。

次に、我が国自衛隊のPKO参加についてのアジア諸国その他の反応と我が国の対応について、外務省ないしは外務大臣にお伺いいたします。

我が国のPKO特にPKFの参加につきまして、アジア諸国が懸念しているという報道がほとんどでありますけれども、一体これは真実でありましょうか。そして、どういうように我々は考えたらいいのか承ります。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これはたびたび御質問のあるところでございますが、為政者として

は、私もことしの三月、東南アジア、中国その他の首脳部と会っているいろいろお聞きしましたが、当時は中身がよくわかってないということもありまして、これはセンシティブな話ですがとかアメリケートなことですがというようなまぐら言葉が必ずつたことは事実。しかし、話してみますと、よくわかりましたと言う国が大部分です。それは、慎重にお願いしますと言った国もござります。しかし、安保理の関係もござりますし、国連からの要請がなければもちろんやりませんし、ですから心配ないじゃないですかということも私は申し上げたわけですが。

したがって、一応、どこの国でも年配者の中に誤解を持っている人が多少いるということはこれは事実でございますが、これに対して、それは困るというようなことを聞いたことは私はありません。

○永野茂門君 先般来日いたしましたアン・タイ首相あるいは外務大臣アサー氏は一体何と言っているのでしょうか。また、広く国際的に我が国のPKOへの参加の期待は高いのではないかと私は思っておりますが、アジア以外の国の反応について承りたいと思っております。

○国務大臣(渡辺美智雄君) アサーさんも、それは大変結構なことだ。私はあえて聞いてみたんです。その当事国だけでなく周辺国から反対があれば、我々は派遣するかどうか、国連から言われなくてもそれは検討材料にするんです。だから、我々は大歓迎ですから日本も大いに尽くしてくださいということでございます。

その他の国という、あとはそれについて当然だと言わなければかりの国が多いというように私は考えております。

○永野茂門君 PKOへの参加というのは、いずれにしろ、法案にも示されておりますように、国連の要請が必要であります。また当事国ないしは当事者の同意も必要であります。そしてまた、中立的立場を通すということになっておりますので、そういう歯どめがかかっている以上、外

に出したからといって、自衛隊を将来戦争の目的を持って外に出すというようなことにつながることは絶対にあり得ない、こう私は思いますし、その点は十分に近隣諸国を初め世界に対して説明ができる、理解を得られると思っております。

この際、また、我が国の防衛力の性格につきましても同時に世界、特に近隣諸国に対しては説明をし、納得をさせておく必要がある。と申しますのは、御承知のように、我が国の防衛力を構成する力というのは全く専守防衛的な力でありまして、大量破壊兵器は持っていません。爆撃機も持っていません。空母も持っていません。ミサイルも百五十キロ程度しか飛びません。それからさらに、外に出ていった場合に、輸送力として戦力を長く維持するための航空機も持っていません。船船も持っていません。こういうことにつきましても十分理解を得ることによって、誤解は、簡単にとは言いませんけれども、だんだん解けていくと思っております。これをぜひ政府の方にお願いしておきたいと思っております。

次は、武器使用についてお伺いいたします。PKFは、停戦が行われて、そしてまた兵力引き離しも概成しておるという状況で、その状況を監視し、そしてまた国連の權威と説得によってその状態を安定化し、平和を確定させるということが任務であるということは、政府が今まで何度も答弁しておるところであります。特に強制力をもってやるものではないということでありまして、したがって、私のところにも子供たちを再び戦場に送りたいくないという訴えがたくさん来ておりますけれども、そういう人たちに對してもぜひ理解をしていただく必要はないわけでありまして、まさにPKOが行くところは戦場ではないのでありまして、全く平和が回復しているところでありまして、ただし、危険は存在する、こういうことでありまして、そのあたりについてよく徹底をしなければならぬと思っております。

そこで、任務の遂行の仕方がどういう遂行の仕方であるかということ停戦監視団あるいは平

和維持軍について考えますと、これはかつての言葉で言いますと陣中勤務という概念に属する、つまり歩哨でありますとか監視哨でありますとか、あるいは巡察でありますとか斥候でありますとか、そういうようなもので今言いましたような任務を達成するのでありまして、陣地にへばりついて敵に對して防衛戦闘を行うとか、決してそういうことをやるような形で任務を遂行するものではないわけでありまして。

したがって、こういうような任務遂行をやる部隊というものは、たとえそれがこういう平和維持軍の中の仕事ではなくて戦場においてやる場合は何かあったらすぐ武器を使うとか、そういうことは厳に禁じているような勤務内容であります。というのは、そういうことをやるとみずから任務の遂行が難しくなるし、そしてまたむだに損害を得る、こういうことになるから、こういう種類の仕事をする場合においてはなるべく武器は使わないんだ。もちろん威力偵察とすることはあります。この場合は武器を使うわけでありまして、敵はいないのでありますし、また敵を求めるといってもありませんので、威力偵察の必要なんというのは全くないのであります。武器は使わないというのが原則であります。

したがって、武器を使うというのはどういうときにしてくるかということ、これはまさに自己の身体あるいは生命が危険になったときでありまして、任務の遂行を遂行するもって妨害された場合にどうするかということにつきましては後ほど述べますが、一般原則としてそういう対応である、こういうふうに見なければなりません。

そういう意味において、武器使用というものはもちろんあり得るし、それからまた危険もあり得る。しかし、武器使用しなさいいけない、敵があるんだと、皆さんの話を聞いていると敵がいるというのを前提にしておりますが、我々が行く場合、PKOが行く場合には紛争当事者も敵ではないわけでありまして、敵にしたという状態では、

既にこれは第一項の停戦が維持できなくなつて停戦が破れるときでありまして、そういう意味において武器使用というものはそんなにあるものではない。本場に極めて希有な状況であるんだ。こういうふうに思いますが、どういうように規定されますか、外務省ないしは準備室。

○政府委員(丹波實君) 去る九月になりますけれども、東京でP.K.O.についてのセミナーが開かれたときに、ブライアン・アークハートという方、この方は一九七四年から八六年まで国連の事務次長をいたしておりまして、担当はまさにP.K.O.、ミスターP.K.O.とも言われるぐらいの専門家の方ですが、この方がこのセミナーの期間に東京で日本の主要紙とインタビューをいたしております。その中で彼は、まさに先生今おっしゃいましたけれども、平和維持軍は非暴力、非強制的敵なき兵士だからこそ偉大な力を発揮する、戦う平和維持軍は決して役に立たないということを言っております。まさに先生のおっしゃったとおりでございます。

したがって、過去のP.K.F.に参加した各国の対応を調べてみましたけれども、全部ではございませんが、二、三例を挙げさせていただきますと、例えばオーストリアは十八年間にわたりましてこのP.K.O.に参加しましたけれども、発砲した事例は皆無であるということを説明しております。それから、フィンランドもこれまで人をねらつて実弾を発射したことは一度もない。それから、イタリアについてもポーランドについても同じような回答が返ってきております。それはやはり先生が今おっしゃったP.K.F.の本質から来ている、それが現実にごういうふうにあられてきているのではないかとごういうふうに私たちが受けておる次第でございます。

○永野茂門君 今のことは非常に重要なことでありまして、相手から射撃されたらすぐ撃ち返す、相手から攻撃を受けたらすぐそれに対して防衛戦闘を行うというのは、これはP.K.O.ではあつてはいけないうことであります。相手がいかなる相手であ

あるか、どのような武器を持つておるか、どういう種類であるかという確認をするまでは、もちろん命が危なくなつた場合は別でありますけれども、発砲すべきではありません。

特に注意を喚起しておきたいことは、こちらが持つてゐるのは機関銃以下です。相手がバズーカを持つてゐる、あるいは対戦車砲を持つてゐる、あるいは戦車を持つてゐる、あるいは火砲を持つてゐる、こんなものと戦うのはばかでありまして。こういうことは絶対にやっちゃいけない。したがつて、わずか機関銃以下しか持つてゐない。通常、斥候だとか、そういうものはそういうことであります。このことをぜひ皆さんに御理解をお願いしたいと思ひますし、国民の皆さんにぜひそういうことを御理解を得るようにしていただきたいと思うわけでありまして。

次は、指揮権、コマンドあるいは指図、中断、撤退ということについて承りたいと思ひます。中断の判断基準は、第一に停戦合意が破れる、第二に我が国の参加への同意が取り消される、第三に平和維持隊が中立の立場を保てなくなる、こういうようなことであります。これは極めて明瞭な事実ですね。こういうことについて、現地指揮官同士が意見が違ふというようなことはあり得ない。これは、そういう事態になつたということとは極めて明瞭である。また、それを国連事務総長と本部長ないしは政府間の調整の形に上げたとしても、これはもうまさに疑いのない事実として起こるわけでありまして。

したがって、我が国は最終的に撤退をし、あるいは中断をし、終了を宣言するといひますか、そういうようなことはできるということになつております。確かに、最終的にそれは主権国としての問題でありまして、しかし現実の問題としては、恐らく全く意見は一致して、特別にそこでの派遣隊に、つまり国連平和維持隊全体に迷惑をかけたか、それがまた不名誉なことになるといふようなことはあり得ないと私は見ます。

そしてその上に、これは当然事前に十分そういうことについて国連と調整をし、取り決めが行われる。そしてまた、それは十分な文書の形で取り決めが行われると思うわけでありまして、これについてどういうふうに考えておられますか、お伺ひします。

○政府委員(野村一成君) お答え申し上げます。業務の中断につきましては、国連との間で緊密な連絡をとりつつ行われるものであるという点について先生の御指摘、全くそのとおりでございます。したがって、現実の問題といたしまして両者の間で、何と申しますか、食い違いが生ずるというふうなことは想定しがたいというふうな考えられておるわけでございますが、仮に万一にもそういう食い違いがあればということで、この法案で八条の二項のつとりまして、そういう場合には我が国の判断が優先し、部隊は実施要領に従つて業務を中断し得るというふうになつておるわけでございます。

この辺の点につきましては、国連との間での緊密な連絡の上に業務を中断するという我が国の方針につきましては国連側にも説明いたし、了解を得ているところでございます。

○永野茂門君 この中でもぜひ御理解をお願い、そしてまた国民の皆さんにも理解をしていただく必要がないことが一つあります。

それは、紛争当事者が攻撃してくるという場合には、これは恐らく大変に真面目な攻撃でかつてくる。その場合にこちらが真面目な対応をしよふと思つたならば、これは本当に紛争になつてしまふ、紛争に巻き込まれることになりまして、先ほどから申し上げておりますように、真面目な戦闘に巻き込まれてはいけないのでありまして、それは戦闘の原則に反するのであります。したがつて、そういうことはやっちゃいけないし、あり得ない。あり得ないように訓練をしておかなきゃいけない。そしてまた、指揮官同士は十分にそれを調整しておかなければいけない。徹底をしておかなければいけない。それが研修センターで行われ

ることであるし、訓練センターで行われることであると思ひます。次に、予備調査あるいは研修、準備訓練についてお伺ひいたします。

P.K.O.につきましては、派遣地域の地文あるいは人文その他の要素につきましては十分な事前調査の必要があります。携行する武器、車両、通信機その他の装備について、特殊な仕様が要るとか、あるいは特殊な性能上の要求があるとか、そういうことにつきましては生活物資についてまた同じであります。例えば耐寒性をどうするかとか耐暑性をどうするかとか耐湿性をどうするかとか、あるいはまた対住民の特別な考慮はどういうことなのかとか、あるいは健康維持でありますとか風土病対策はどう考えなきゃいけないのかとか、例を挙げればもうたくさんありますけれども、そういうこと万般にわたつて十分な調査をして、そして出ていかなければならないわけでありまして。

そういうようなことについて、仮に法案が成立した後においてどういう手順でそういう調査を行いますか、お伺ひいたします。

○国務大臣(宮下創平君) 自衛隊の派遣につきましては、今先生おっしゃる通りに、いろいろの諸条件をよく事前に調査し、そして周到な準備をやらなければならぬことでございます。しかし、これはやっぱり時間もある程度要することではございますが、徹底的に私どもは訓練をしていきたいと思います。今先生おっしゃつたような点の諸準備に欠けていきなり参加するということであつては任務の達成もできませんし、また隊員が安心してこれに従事するということも不可能でございますから、この教育訓練等につきましては本当に細心の注意を払つてやってまいりたいと思ひます。

同時に、現在はどういうことをやっているかといひますと、諸外国の実情の調査等のために隊員も派遣いたしまして実情を調査したりしておりますけれども、今後におきましては、この基幹となる要員などを北欧のP.K.O.のセンター、学校等に

六八号(第二二六九号)(第二二七〇号)(第二二七一号)(第二二七二号)(第二二七三号)(第二二七四号)(第二二七五号)(第二二七六号)(第二二七七号)(第二二七八号)(第二二七九号)(第二二八〇号)(第二二八一号)(第二二八二号)(第二二八三号)(第二二八四号)(第二二八五号)(第二二八六号)(第二二八七号)(第二二八八号)(第二二八九号)(第二二九〇号)(第二二九一号)(第二二九二号)(第二二九三号)(第二二九四号)(第二二九五号)(第二二九六号)(第二二九七号)(第二二九八号)(第二二九九号)(第三〇〇号)(第三〇一号)(第三〇二号)(第三〇三号)(第三〇四号)(第三〇五号)(第三〇六号)(第三〇七号)(第三〇八号)(第三〇九号)(第三一〇号)(第三一一号)(第三一二号)(第三一三号)(第三一四号)(第三一五号)(第三一六号)(第三一七号)(第三一八号)(第三一九号)(第三二〇号)(第三二一号)(第三二二号)(第三二三号)(第三二四号)(第三二五号)(第三二六号)(第三二七号)(第三二八号)(第三二九号)(第三三〇号)(第三三一〇号)(第三三二〇号)(第三三三〇号)(第三三四〇号)(第三三五〇号)(第三三六〇号)(第三三七〇号)(第三三八〇号)(第三三九〇号)(第三四〇〇号)(第三四一〇号)(第三四二〇号)(第三四三〇号)(第三四四〇号)(第三四五〇号)(第三四六〇号)(第三四七〇号)(第三四八〇号)(第三四九〇号)(第三五〇〇号)

一、憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願(第一三五五号)
一、PKO協力法案及び国際緊急援助隊派遣法の改正案成立反対に関する請願(第一三五九号)
一、PKO協力法案の成立反対に関する請願(第一三六〇号)
一、憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願(第一三六七号)
一、PKO協力法案の制定反対に関する請願(第一三七〇号)
一、憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願(第一三七二号)
一、PKO協力法案の制定反対に関する請願(第一三七三三号)
一、PKO協力法案及び国際緊急援助隊派遣法の改正案成立反対に関する請願(第一三七四号)
一、PKO協力法案の制定反対に関する請願(第一三七六号)
一、PKO協力法案及び国際緊急援助隊派遣法の改正案成立反対に関する請願(第一四〇五号)
一、自衛隊の海外派兵につながる「国連平和維持活動協力」法案の成立反対に関する請願(第一四一一号)
一、PKO協力法案及び国際緊急援助隊派遣法の改正案成立反対に関する請願(第一四一二号)
一、PKO協力法案の成立反対に関する請願(第一四一三三号)
一、憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願(第一四一四号)
第一〇七六号 平成三年十二月十一日受理
自衛隊の海外派遣反対、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案の廃案に関する請願
請願者 横浜市緑区荏田東三ノ一ノ一五ノ一〇四 徳田克代 外五名

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。
第一〇八〇号 平成三年十二月十一日受理
憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願
請願者 静岡県三島市泉町九ノ一五 青木 登志男 外一万千七百七十一名
紹介議員 諫山 博君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。
第一〇八一号 平成三年十二月十一日受理
憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願
請願者 東京都多摩市落合六ノ六ノ八ノ二 上野真志 外一万千七百七十一名
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。
第一〇八二号 平成三年十二月十一日受理
憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願
請願者 東京都府中市片町一ノ一〇ノ六ノ五 堀田哲子 外一万千七百七十一名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。
第一〇八三号 平成三年十二月十一日受理
憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願
請願者 札幌市中央区北四条西二二丁目 伊東敏子 外一万千七百七十一名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。
第一〇八四号 平成三年十二月十一日受理
憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願

請願者 京都市伏見区桃山南大島町一ノ四 西加余子 外一万千七百七十一名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。
第一〇八五号 平成三年十二月十一日受理
憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願
請願者 大阪府吹田市泉町四ノ三ノ二 三 福田多佳子 外一万千七百七十一名
紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。
第一〇八六号 平成三年十二月十一日受理
憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願
請願者 新潟市小新一、〇八〇ノ二〇 野村徳平 外一万千七百七十一名
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。
第一〇八七号 平成三年十二月十一日受理
憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願(一通)
請願者 北海道石狩郡石狩町花川北二ノ四ノ四八 加藤美智子 外二万三千七百七十名
紹介議員 高崎 裕子君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。
第一〇八八号 平成三年十二月十一日受理
憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願
請願者 秋田市土崎港北五ノ一ノ一五 佐藤裕子 外一万千七百七十名
紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第一〇八九号 平成三年十二月十一日受理

憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願

請願者

埼玉県川口市西青木二ノ五ノ二〇
日下荘 吉田治子 外一万千七百七十名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第一〇九〇号 平成三年十二月十一日受理

憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願

請願者

富山市呉羽富田町一七八ノ二〇
音羽昭子 外一万千七百七十名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第一〇九一号 平成三年十二月十一日受理

憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願

請願者

神奈川県厚木市毛利台三ノ一一ノ
五 小野田進一 外一万千七百七十名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第一〇九二号 平成三年十二月十一日受理

憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願

請願者

青森県弘前市山崎二ノ五ノ五
佐々木正嗣 外一万千七百七十名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第二〇九三号 平成三年十二月十一日受理

憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願

請願者

この請願の趣旨は、第五四三号と同じである。

請願者 埼玉県東松山市新郷一六七ノ三

紹介議員 盛川博 外一万千七百七十名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第一〇四号 平成三年十二月十一日受理

PKO協力法案の制定反対に関する請願

請願者 東京都文京区千駄木一ノ一三ノ

二 渡辺信雄

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第五四三号と同じである。

第一〇五号 平成三年十二月十一日受理

PKO協力法案の制定反対に関する請願

請願者 栃木県矢板市鹿島町三ノ四 仲島

和男

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第五四三号と同じである。

第一〇六号 平成三年十二月十一日受理

PKO協力法案の制定反対に関する請願

請願者 東京都新宿区新宿一四ノ一四 大

木勇

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第五四三号と同じである。

第一一一四号 平成三年十二月十一日受理

PKO協力法案の制定反対に関する請願

請願者 千葉県佐倉市中志津三ノ一六ノ一

一 早川富二 外一名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第五四三号と同じである。

第一一一七号 平成三年十二月十一日受理

PKO協力法案の制定反対に関する請願

請願者 東京都杉並区堀の内三ノ四九ノ一

九ノ六〇三 芳賀卓也

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第五四三号と同じである。

第一一二六号 平成三年十二月十一日受理

PKO協力法案の廃案に関する請願

請願者 大阪府北区天満一ノ一ノ九 秦治

人 外七十一名

紹介議員 飯 正敏君

この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第一一二七号 平成三年十二月十一日受理

憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願

請願者 東京都八王子市大和田町一ノ二八

ノ一一 米田トモ子 外五十六名

紹介議員 飯 正敏君

この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第一一二八号 平成三年十二月十一日受理

PKO協力法案の制定反対に関する請願

請願者 千葉県原市菊間二、〇八二 川

上吉則 外四名

紹介議員 喜岡 淳君

この請願の趣旨は、第五四三号と同じである。

第一一二三〇号 平成三年十二月十一日受理

「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の

実現に関する請願(三通)

請願者 香川県三豊郡大野原町大字丸井七

四七 山田美千代 外二千二百十

三名

紹介議員 喜岡 淳君

この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第一一五四号 平成三年十二月十一日受理

PKO協力法案の廃案に関する請願

請願者 石川県金沢市有松二ノ四ノ六有松

ハイツ三〇一 大山恵 外二百五

十四名

紹介議員 飯 正敏君

この請願の趣旨は、第五五二号と同じである。

第一一五八号 平成三年十二月十一日受理

PKO関連二法案の廃案と平和憲法の下での国際

貢献の実現に関する請願(四十通)

請願者 熊本市花立三ノ二五ノ六 佐々久

美子 外三十九名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第二六五号と同じである。

第一一七四号 平成三年十二月十二日受理

自衛隊の海外派遣反対、国際連合平和維持活動等

に対する協力に関する法律案の廃案に関する請願

(三通)

請願者 横浜市緑区佳田南五ノ二〇ノ一二

ノ五〇五 新野典子 外十六名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第一一七七号 平成三年十二月十二日受理

PKO協力法案の制定反対に関する請願

請願者 埼玉県岩槻市諏訪四ノ七ノ二三

野辺哲治 外四名

紹介議員 深田 肇君

この請願の趣旨は、第五四三号と同じである。

第一一七八号 平成三年十二月十二日受理

PKO関連二法案の廃案と平和憲法の下での国際

貢献の実現に関する請願(九十七通)

請願者 福島県郡山市安積町笹川字西長久

保一ノ五九 渡部正子 外九十六

名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第二六五号と同じである。

第一一八一号 平成三年十二月十二日受理

PKO協力法案の制定反対に関する請願

請願者 千葉県佐倉市山王二ノ六ノ六 上

田泰生

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第五四三号と同じである。

第一一八四号 平成三年十二月十二日受理

PKO協力法案の制定反対に関する請願

請願者 東京都板橋区大山町七ノ八 大宮 保

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第五四三号と同じである。

第一一八七号 平成三年十二月十二日受理

「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願(二通)

請願者 香川県高松市屋島西町一、五四三
ノ三 中村智 外六千四十名

紹介議員 喜岡 淳君

この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第一一八八号 平成三年十二月十二日受理

PKO協力法案及び国際緊急援助隊派遣法の改正
案成立反対に関する請願

請願者 大阪府高槻市富田町三ノ一二ノ
三 須藤和雄 外四百三十六名

紹介議員 配 正敏君

この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第一一九〇号 平成三年十二月十二日受理

PKO協力法案の制定反対に関する請願

請願者 東京都文京区大塚五ノ二二三ノ二
石塚八郎

紹介議員 谷畑 孝君

この請願の趣旨は、第五四三号と同じである。

第一一九四号 平成三年十二月十二日受理

自衛隊の海外派兵につながるPKO協力法案の成
立反対に関する請願(二通)

請願者 広島市西区庚午中一ノ六ノ二〇ノ
六〇一 酒井勝明 外四千六百九
十八名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第三七二号と同じである。

第一一九五号 平成三年十二月十二日受理

PKO協力法案の制定反対に関する請願

請願者 東京都豊島区東池袋二ノ八ノ四
横田和子

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第五四三号と同じである。

第一一九七号 平成三年十二月十二日受理

PKO協力法案の制定反対に関する請願

請願者 埼玉県北足立郡吹上町大芦一、〇
四一 栗原幸夫 外三名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第五四三号と同じである。

第一二二三号 平成三年十二月十二日受理

憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請
願

請願者 福岡市西区上山門二ノ九ノ二内
田浩子 外三百十七名

紹介議員 諫山 博君

この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第一二三三三号 平成三年十二月十二日受理

憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請
願

請願者 奈良県大和郡山田町八二ノ
五 高橋芳江 外三百十七名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第一二三三三三三号 平成三年十二月十二日受理

憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請
願

請願者 東京都豊島区目白一ノ五ノ二三
前田一実 外三百十七名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第一二三三五号 平成三年十二月十二日受理

憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請
願

請願者 東京都青梅市東青梅六ノ二ノ四
青木義雄 外三百十六名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第一二三三六号 平成三年十二月十二日受理

憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請
願

請願者 京都市西京区大枝西新林町六ノ一
〇ノ一 幸明子 外三百十六名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第一二三三七号 平成三年十二月十二日受理

憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請
願

請願者 大阪府堺市向陵西町三丁目四ノ二
九 渡辺美年子 外三百十六名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第一二三三八号 平成三年十二月十二日受理

憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請
願

請願者 静岡県藤枝市新南新屋九ノ二八
斎藤正子 外三百十六名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第一二三三九号 平成三年十二月十二日受理

憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請
願(二通)

請願者 滋賀県大上郡豊郷町吉田一、三八
一ノ四 高橋久雄 外三千七十五
名

この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第一二四〇号 平成三年十二月十二日受理

憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請
願

請願者 高知市神田五一七ノ三 松井智
子 外三百十六名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第一二四一四号 平成三年十二月十二日受理

憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請
願

請願者 岡山市津島中一ノ三ノRBノ五〇
五 後藤京子 外三百十六名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第一二四二二二号 平成三年十二月十二日受理

憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請
願

請願者 山口県湯田温泉六ノ八ノ二九ノ三
〇一 西村恵美子 外三百十六名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第一二四三三三三三号 平成三年十二月十二日受理

憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請
願

請願者 東京都豊島区長崎二ノ一六ノ六
服部暁子 外三百十六名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第一二四四四四号 平成三年十二月十二日受理

憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請
願

請願者 岐阜県不破郡垂井町府中二、五五

五 脇田泰子 外三百十六名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第二二四五号 平成三年十二月十二日受理
憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願

請願者 奈良県大和郡山市高田町二九ノ九 松浦武志 外三百十六名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第二二四七号 平成三年十二月十二日受理
PKO協力法案の制定反対に関する請願

請願者 東京都大田区池上六ノ三三ノ一 川嶋秀雄
紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第五四三号と同じである。

第二二四八号 平成三年十二月十二日受理
PKO法案の廃案に関する請願

請願者 東京都小金井市緑町一ノ六ノ三〇 岡部一明 外三百五十一名
紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第二二五〇号 平成三年十二月十二日受理
PKO協力法案廃案等に関する請願

請願者 東京都大田区南蒲田二ノ二八ノ一 村田岸男 外二百四十名
紹介議員 喜岡 淳君

PKO法案は、自衛隊の海外派兵を合法化するた
めのものであり、憲法第九条(戦争放棄事項)を踏
みにじるものである。憲法第九条は、戦前の日本が侵略戦争で二千万人のアジアの
民衆を殺害し、また、日本人六百万人が犠牲に
なった第二次世界大戦の深い反省に立った非戦の
誓いである。政府・自民党がこれまでにやってき

た卒業式・入学式での君が代・日の丸の強制、教
科書への東郷平八郎(軍神)の登場、天皇制の強化
や、空母インディペンデンスの配備を見れば、政
府・自民党が平和のために動いているのか、それ
とも戦争への道を進んでいるのかはつきりする。
このような動きに対して、戦前、日本軍国主義に
侵略された中国・朝鮮・東南アジア各国の民衆
は、警戒心を強めている。私たちは、国連平和協
力の名を借りた自衛隊の海外派兵に反対する。つ
いては、次の事項について実現を図りたい。
一、PKO法案を廃案にすること。
二、平和憲法の理念を守ること。

第二二五二号 平成三年十二月十三日受理
自衛隊の海外派遣反対、国際連合平和維持活動等
に対する協力に関する法律案の廃案に関する請願
(四通)

請願者 長崎県西彼杵郡長与町高田郷二、
四五八ノ七 川野邦子 外二十五
名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第二二五五号 平成三年十二月十三日受理
PKO協力法案の制定反対に関する請願

請願者 埼玉県所沢市荒幡六ノ二九 黒
崎憲男
紹介議員 一井 淳治君
この請願の趣旨は、第五四三号と同じである。

第二二五六号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願

請願者 岡山県津山市日上一二ノ四 島
田美保 外六千三百七十七名
紹介議員 会田 長栄君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。
第二二五七号 平成三年十二月十三日受理

「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願

請願者 岡山県勝田郡奈義町上町川一、三
六八ノ三 岸本武 外六千三百七
十七名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二五八号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願

請願者 岡山県津山市沼四五〇 中村雅
徳 外六千三百七十七名
紹介議員 穂山 篤君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二五九号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願

請願者 岡山県津山市下横野一、四〇六
土屋卓美 外六千三百七十七名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二六〇号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願

請願者 岡山県津山市新田五九五ノ五 田
口ひとみ 外六千三百七十七名
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二六一号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願

請願者 岡山県勝田郡勝央町豊久田一、三
三二 有岡良修 外六千三百七十
七名
紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。
第二二六二号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願

請願者 岡山県津山市山北七六二ノ三 平
島正司 外六千三百七十七名
紹介議員 岩本 久人君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二六三号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願

請願者 岡山県吉田郡富村富仲間七八ノ
二 岩佐保 外六千三百七十七名
紹介議員 一井 淳治君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二六四号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願

請願者 岡山県吉田郡鏡野町吉原三三五
久宗恵子 外六千三百七十七名
紹介議員 畚 正敏君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二六五号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願

請願者 岡山県津山市下横野九一七 権田
俊朗 外六千三百七十七名
紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二六六号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願

請願者 岡山県勝田郡勝央町植月東七三
八 岡本和枝 外六千三百七十七

名 紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二六七号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願
請願者 岡山県久米郡中央町原田一、二一
三ノ五 桂正光 外六千三百七十
七名
紹介議員 及川 一夫君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二六八号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願
請願者 岡山県津山市林田三六七ノ四 高
橋倫子 外六千三百七十七名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二六九号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願
請願者 岡山県津山市草加部一、二三〇ノ
一 今井弘之 外六千三百七十七
名
紹介議員 大淵 絹子君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二七〇号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願
請願者 岡山県勝田郡勝北町西中一、一二
八 芦田憲義 外六千三百七十七
名
紹介議員 菅野 壽君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二七一号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願
請願者 岡山県勝田郡奈義町荒内西五九
七 井戸光恵 外六千三百七十七
名
紹介議員 喜岡 淳君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二七二号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願
請願者 岡山県勝田郡奈義町中島西一六
花房尚 外六千三百七十七名
紹介議員 柏谷 照美君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二七三号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願
請願者 岡山県勝田郡奈義町久常二六二ノ
一 植月慎一 外六千三百七十七
名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二七四号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願
請願者 岡山県津山市北園町四一ノ四 後
河守 外六千三百七十七名
紹介議員 北村 哲男君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二七五号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願
請願者 岡山県勝田郡勝中央町岡四五九 下
山中 外六千三百七十七名
紹介議員 菅野 壽君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二七六号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願
請願者 岡山県勝田郡勝中央町平二二九 植
月育子 外六千三百七十七名
紹介議員 日下部禧代子君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二七七号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願
請願者 岡山県津山市高野本郷一、二五九
ノ九 乗峯妙子 外六千三百七十
七名
紹介議員 小林 正君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二七八号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願
請願者 岡山県津山市高野本郷一、二五九
ノ九 乗峯妙子 外六千三百七十
七名
紹介議員 久保 巨君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二七九号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願
請願者 岡山県久米郡久米町中北下七七
七 石原典幸 外六千三百七十七
名
紹介議員 栗村 和夫君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二八〇号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願
請願者 岡山県津山市高野本郷一、二六三
ノ八 小滝近戸 外六千三百七十
七名
紹介議員 篠崎 年子君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

実現に関する請願
請願者 岡山県英田郡作東町川北一、六八
三 景山忠明 外六千三百七十七
名
紹介議員 國弘 正雄君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二八一号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願
請願者 岡山県勝田郡勝中央町石生六五七ノ
一〇 坂根桂子 外六千三百七十
七名
紹介議員 櫻井 規順君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二八二号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願
請願者 岡山県津山市大田四二ノ二〇七
児島みどり 外六千三百七十七名
紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二八三号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願
請願者 岡山県赤磐郡吉井町仁堀東二三
二 歳森末子 外六千三百七十七
名
紹介議員 篠崎 年子君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二八四号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願
請願者 岡山県津山市高野本郷一、二六三
ノ八 小滝近戸 外六千三百七十
七名
紹介議員 篠崎 年子君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二八五号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願
請願者 岡山県津山市高野本郷一、二六三
ノ八 小滝近戸 外六千三百七十
七名
紹介議員 篠崎 年子君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二八六号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願
請願者 岡山県津山市高野本郷一、二六三
ノ八 小滝近戸 外六千三百七十
七名
紹介議員 篠崎 年子君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二八七号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願
請願者 岡山県津山市高野本郷一、二六三
ノ八 小滝近戸 外六千三百七十
七名
紹介議員 篠崎 年子君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二八八号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願
請願者 岡山県津山市高野本郷一、二六三
ノ八 小滝近戸 外六千三百七十
七名
紹介議員 篠崎 年子君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二八五号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかす国際協力の
実現に関する請願
請願者 岡山県津山市小田中二一ノ一
二 辻並聰子 外六千三百七十七
名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二八六号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかす国際協力の
実現に関する請願
請願者 岡山県久米郡久米町領家六二六ノ
一 真名子猶基 外六千三百七十七
七名

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二八七号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかす国際協力の
実現に関する請願
請願者 岡山県津山市田熊一、七八二 忠
政智典 外六千三百七十七名

紹介議員 庄司 中君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二八八号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかす国際協力の
実現に関する請願
請願者 岡山県久米郡中央町錦織七ノ一
坂本純子 外六千三百七十七名

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二八九号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかす国際協力の
実現に関する請願
請願者 岡山県久米郡久米町坪井下六八
五 小林真佐子 外六千三百七十七
七名

実現に関する請願
請願者 岡山県赤磐郡吉井町仁堀西七一
〇 宮本ひとみ 外六千三百七十七
七名

紹介議員 谷本 義君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二九〇号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかす国際協力の
実現に関する請願
請願者 岡山県久米郡榎原町惣田七七
森 広章夫 外六千三百七十七名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二九一号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかす国際協力の
実現に関する請願
請願者 岡山県津山市国分寺七ノ六 河村
美典 外六千三百七十七名

紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二九二号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかす国際協力の
実現に関する請願
請願者 岡山県久米郡久米南町神目中九四
八ノ五 田中典子 外六千三百七十七
七名

紹介議員 千葉 恵子君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二九三号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかす国際協力の
実現に関する請願
請願者 岡山県久米郡久米町坪井下六八
五 小林真佐子 外六千三百七十七
七名

紹介議員 田淵 勲二君

この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二九四号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかす国際協力の
実現に関する請願
請願者 岡山県勝田郡余義町上町川九八
八 浅野恵子 外六千三百七十七
七名

紹介議員 細谷 昭雄君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二九五号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかす国際協力の
実現に関する請願
請願者 岡山県津山市上河原四三三ノ五
池上尚見 外六千三百七十七名

紹介議員 種田 誠君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二九六号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかす国際協力の
実現に関する請願
請願者 岡山県皆田郡鏡野町和田一五四ノ
一 日笠公則 外六千三百七十七
七名

紹介議員 角田 義一君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二九七号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかす国際協力の
実現に関する請願
請願者 岡山県津山市小田中一、九五一
池本雅之 外六千三百七十八名

紹介議員 谷畑 孝君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二九八号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかす国際協力の
実現に関する請願
請願者 岡山県久米郡中央町打穴中六五
五 福井都紀子 外六千三百七十七
八名

請願者 岡山県津山市山北六五六ノ一 岡
本真美子 外六千三百七十八名

紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二二九九号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかす国際協力の
実現に関する請願
請願者 岡山県津山市院庄五六四 服部克
彦 外六千三百七十八名

紹介議員 堂本 暁子君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二三〇〇号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかす国際協力の
実現に関する請願
請願者 岡山県久米郡久米町中北下一、三
一〇ノ三 井上通子 外六千三百
七十八名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二三〇一号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかす国際協力の
実現に関する請願
請願者 岡山県津山市上河原二三三ノ六
野津貴子 外六千三百七十八名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第二三〇二号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかす国際協力の
実現に関する請願
請願者 岡山県久米郡中央町打穴中六五
五 福井都紀子 外六千三百七十七
八名

紹介議員 西岡瑠璃子君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第一三〇三号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願

請願者 岡山県久米郡榑原町飯岡一、四三
二 山田京子 外六千三百七十八
名

紹介議員 西野 康雄君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第一三〇四号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願

請願者 岡山県吉田郡鏡野町上森原二九ノ
三 居森祥子 外六千三百七十八
名

紹介議員 肥田美代子君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第一三〇五号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願

請願者 岡山県久米郡久米町坪井下一、七
二ノ八 松坂仁美 外六千三百
七十八名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第一三〇六号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願

請願者 岡山県吉田郡奥津町箱四七八 水
田直子 外六千三百七十八名

紹介議員 野別 隆俊君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第一三〇七号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願

請願者 岡山県津山市小田中二五五 妹尾

善幸 外六千三百七十八名
紹介議員 深田 肇君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第一三〇八号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願

請願者 岡山県久米郡久米町桑下一、三八
六 森里陽子 外六千三百七十八
名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第一三〇九号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願

請願者 岡山県津山市鉄砲町九ノ一 久下
和彦 外六千三百七十八名

紹介議員 洲上 貞雄君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第一三一〇号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願

請願者 岡山県久米郡久米町油木下二一
六 可児巧 外六千三百七十八名

紹介議員 堀 利和君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第一三一一号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願

請願者 岡山県津山市院庄九五六ノ三 田
淵健一 外六千三百七十八名

紹介議員 前畑 幸子君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第一三一二号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願

請願者 岡山県津山市小田中二五五 妹尾

実現に関する請願
請願者 岡山県津山市一方四五九ノ一 田
中千枝美 外六千三百七十八名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第一三一二号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願

請願者 岡山県吉田郡鏡野町古川五四四
八木清 外六千三百七十八名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第一三一二号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願

請願者 鳥取県東伯郡三朝町穴鴨二一七ノ
四 藤井正子 外六千三百七十八
名

紹介議員 三石 久江君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第一三二五号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願

請願者 岡山県久米郡久米町一色三〇九
福田積萬 外六千三百七十八名

紹介議員 三重野栄子君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第一三二六号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願

請願者 岡山県吉田郡奥津町至孝農一三
二 福井信昭 外六千三百七十八
名

紹介議員 三上 隆雄君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第一三二七号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願

請願者 岡山県津山市小田中二二二ノ一
○ 藤井義久 外六千三百七十八
名

紹介議員 村田 誠醇君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第一三二八号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願

請願者 岡山県津山市一方二八五 重平喜
己子 外六千三百七十八名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第一三二九号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願

請願者 岡山県吉田郡鏡野町市場三九ノ
五 赤堀圭司 外六千三百七十八
名

紹介議員 森 暢子君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第一三三〇号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願

請願者 岡山県勝田郡勝田町東谷下四〇
七 皆木よし子 外六千三百七十
八名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第一三三二号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願

請願者 岡山県勝田郡勝央町石生一、〇四
三ノ二 古村妙子 外六千三百七十八名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第一三三二号 平成三年十二月十三日受理

「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願

請願者 岡山県英田郡美作町檜原下一、〇
一九ノ一 寺元博子 外六千三百七十八名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第一三三三号 平成三年十二月十三日受理

「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願

請願者 岡山県津山市二宮一、八四三ノ
一 三木均 外六千三百七十八名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第一三三四号 平成三年十二月十三日受理

「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願

請願者 岡山県英田郡英田町北九九七 青
山朋美 外六千三百七十八名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第一三三五号 平成三年十二月十三日受理

「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願

請願者 岡山県津山市河辺一、一九三 永
島映子 外六千三百七十八名

紹介議員 山田 健一君

この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第一三三六号 平成三年十二月十三日受理
「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願

請願者 岡山県勝田郡勝央町岡八四一ノ
三 井上春子 外六千三百七十八名

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第一三三七号 平成三年十二月十三日受理

「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願

請願者 岡山県勝田郡勝央町平三六六ノ一
五 下山安正 外六千三百七十八名

紹介議員 吉田 達男君

この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第一三三八号 平成三年十二月十三日受理

「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の
実現に関する請願

請願者 岡山県勝田郡勝田町馬形五六ノ
一 豊福秀哉 外六千三百七十八名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第一三三〇号 平成三年十二月十二日受理

PKO協力法案の制定反対に関する請願

請願者 東京都八王子市絹ヶ丘二ノ四六ノ
三 峯岸益生

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第五四三号と同じである。

第一三三五号 平成三年十二月十三日受理

PKO協力法案の制定反対に関する請願

請願者 東京都目黒区目黒本町一ノ一六ノ
二三 川間佳俊

紹介議員 会田 長栄君

この請願の趣旨は、第五四三号と同じである。

第一三四〇号 平成三年十二月十三日受理

PKO協力法案の制定反対に関する請願(二通)

請願者 千葉市小中台町五九六ノ四〇二
三石康雄 外一名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第五四三号と同じである。

第一三四二号 平成三年十二月十三日受理

PKO協力法案の制定反対に関する請願

請願者 東京都八王子市富士見町三五ノ一
七 熊谷肇

紹介議員 山田健一君

この請願の趣旨は、第五四三号と同じである。

第一三四四号 平成三年十二月十三日受理

PKO協力法案の制定反対に関する請願

請願者 東京都江東区大島五ノ五ノ八 菅
谷俊一

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第五四三号と同じである。

第一三四六号 平成三年十二月十三日受理

憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請
願(六通)

請願者 東京都清瀬市下宿一ノ一ノ一七ノ
四〇九 関正志 外三千六百六十二名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第一三四八号 平成三年十二月十三日受理

PKO協力法案及び国際緊急援助隊派遣法の改正
案成立反対に関する請願

請願者 千葉県松戸市二十世紀ヶ丘萩町三
五一 餘家みゆき 外四百四十三名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第一三四九号 平成三年十二月十三日受理

憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請
願

請願者 大阪市鶴見区焼野二ノ五ノ六 藤
原勝利 外三百五十三名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第一三五〇号 平成三年十二月十三日受理

PKO協力法案及び国際緊急援助隊派遣法の改正
案成立反対に関する請願

請願者 富山県高岡市長江五二三ノ二 森
田千晶 外二百四十四名

紹介議員 國弘 正雄君

この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第一三五一号 平成三年十二月十三日受理

PKO協力法案及び国際緊急援助隊派遣法の改正
案成立反対に関する請願

請願者 埼玉県浦和市道場二ノ九ノ一 宮
沢志朗 外四百七十七名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第一三五三三号 平成三年十二月十三日受理

憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請
願

請願者 東京都北区堀船一ノ三〇ノ一三
石川章太郎 外七百四十五名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第一三五四四号 平成三年十二月十三日受理

PKO協力法案の制定反対に関する請願

請願者 大阪府八尾市萱振町四ノ七 九一
相治 外一名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第五四三号と同じである。

第一三五五号 平成三年十二月十三日受理
憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願

請願者 東京都多摩市永山五ノ三四ノ一
二 中津川弘 外三十二名
紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第一三五九号 平成三年十二月十三日受理
PKO協力法案及び国際緊急援助隊派遣法の改正案成立反対に関する請願

請願者 福島市飯坂町平野字恵名持前二
一 小野セツ子 外五百四名
紹介議員 堀 利和君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第一三六〇号 平成三年十二月十三日受理
PKO協力法案の成立反対に関する請願

請願者 福岡市南区塩原三ノ一〇ノ七ノ一
〇二 岩崎利治 外九十名
紹介議員 堀 利和君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第一三六七号 平成三年十二月十三日受理
憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願(五通)

請願者 大阪府堺市津久野町三二二ノ一
五 檜垣克巳 外七万三百二十三
名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第一三七〇号 平成三年十二月十三日受理
PKO協力法案の制定反対に関する請願

請願者 東京都目黒区目黒本町二ノ二ノ一
〇 首藤甲二
紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第五四三号と同じである。

第一三七一号 平成三年十二月十三日受理
憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願

請願者 札幌市北区北八条西四丁目二ノ一
一 鷺沢セツ 外二百五十九名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第一三七二号 平成三年十二月十三日受理
憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願

請願者 東京都杉並区高円寺北四ノ三五ノ
三二ノ二、三〇三 三浦信男 外
二万四千三百七十七名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第一三七三三号 平成三年十二月十三日受理
PKO等協力法案の廃案に関する請願

請願者 大阪府平野区長吉戸二ノ一五ノ
八ノ二〇三 田中彦行 外六十七
名
紹介議員 畠 正敏君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一三七四号 平成三年十二月十三日受理
PKO協力法案及び国際緊急援助隊派遣法の改正案成立反対に関する請願

請願者 神奈川県座間市相武台四ノ一、四
四六ノ二 小清水久美子 外四百
十三名
紹介議員 畠 正敏君
この請願の趣旨は、第一二七号と同じである。

第一三七六号 平成三年十二月十三日受理
PKO協力法案の制定反対に関する請願

請願者 東京都保谷市住吉町三ノ一〇ノ三

一 大野政男
紹介議員 三上 隆雄君
この請願の趣旨は、第五四三号と同じである。

第一四〇五号 平成三年十二月十三日受理
PKO協力法案及び国際緊急援助隊派遣法の改正案成立反対に関する請願

請願者 東京都小金井市本町四ノ七ノ三ノ
五 一 橋貴子 外二百七十八名
紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第一四一一号 平成三年十二月十三日受理
自衛隊の海外派兵につながる「国連平和維持活動協力」法案の成立反対に関する請願

請願者 福島県いわき市小名浜字栄町六六
ノ六 小野浩 外三十九名
紹介議員 櫻井 規順君

政府・自民党の「国際平和協力隊」創設の狙いは、自衛隊の海外派兵であり、日本国憲法の前文と第九条を根拠から否定する暴挙にほかならない。日本国憲法は、いかなる形であれ自衛隊の海外派兵を禁止している。憲法を踏みこむ政府のやり方は絶対に認めることはできない。ついでに、日本国憲法の平和主義・国際協調の立場から、次の事項について実現を図られたい。
一、武装・非武装を問わず、自衛隊の海外派兵につながる憲法違反の「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案」を直ちに廃案にすること。

第一四一二号 平成三年十二月十三日受理
PKO協力法案及び国際緊急援助隊派遣法の改正案成立反対に関する請願

請願者 横浜市中区長者町九ノ一七〇ノ四
〇 一 佐久間雅之 外四百九十二
名
紹介議員 角田 義一君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第一四一三三号 平成三年十二月十三日受理
PKO協力法案の成立反対に関する請願

請願者 福岡県太宰府市青山一ノ二七ノ二
五 水城恵子 外八十九名
紹介議員 角田 義一君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第一四一四号 平成三年十二月十三日受理
憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願

請願者 東京都保谷市ひばりが丘三ノ三ノ
八二ノ一〇五 戸石八千代 外百
五十九名
紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

平成三年十二月二十五日印刷

平成三年十二月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局